

6月13日（木）

令和元年6月13日（木曜日）

午前10時0分開議

出席議員（39名）

1番	日高利夫	（東諾の未来を考える会）
2番	有岡浩一	（郷中の会）
3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
6番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
7番	山下寿	（同）
8番	窪菌辰也	（同）
9番	脇谷のりこ	（同）
10番	佐藤雅洋	（同）
11番	安田厚生	（同）
12番	内田理佐	（同）
13番	丸山裕次郎	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひびか）
15番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
16番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
17番	渡辺創	（県民連合宮崎）
18番	高橋透	（同）
19番	中野一則	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	濱砂守	（同）
22番	西村賢	（同）
23番	外山衛	（同）
24番	日高博之	（同）
25番	野崎幸士	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	二見康之	（同）
34番	蓬原正三	（同）
35番	右松隆央	（同）
36番	星原透	（同）
37番	井本英雄	（同）
38番	徳重忠夫	（同）
39番	山下博三	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	郡司行敏
副知事	鎌原宜文
総合政策部長	渡邊浩司
総務部長	武田宗仁
危機管理統括監	藪田亨
福祉保健部長	渡辺善敬
環境森林部長	佐野詔藏
商工観光労働部長	井手義哉
農政水産部長	坊菌正恒
県土整備部長	瀬戸長秀美
会計管理者	大西祐二
企業局長	冨師雄一
病院局長	桑山秀彦
総務部参事兼財政課長	吉村達也
教育長	日隈俊郎
警察本部長	郷治知道
選挙管理委員長	吉瀬和明
監査事務局長	高林宏一
人事委員会事務局長	吉村久人

事務局職員出席者

事務局局長	片寄元道
事務局次長	和藤安彦
議事課長	齊藤高民
政策調査課長	日高川真治
議事課長補佐	鬼川三修
議事担当主幹	山口隆三
議事課主査	井尻隆太
議事課主任主事	三倉潤也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕(拍手) 皆様おはようございます。自由民主党の脇谷のりこでございます。宮崎市議会議員2期約8年を経て、このたび宮崎県議会議員に初当選いたしました。今回、当選後初の一般質問となります。大変緊張いたしておりますけれども、きょうはたくさんの方の傍聴の方にお越しいただきました。ありがとうございます。初めて県議会に来られた方も多くいらっしゃるのではないかと思いますので、身近な県議会を感じていただければ幸いです。

さて、私が市議会議員時代に一番多く質問したのが、地域まちづくりについてでした。私自身、自治会役員や地域まちづくりのボランティア活動、学校と地域の連携事業、さらに公民館でコミュニケーション講座の講師などをしていましたので、地域の方々と触れ合って、さまざまな課題を宮崎市に届け解決していくという使命感を持って市議になりましたから、地域の活性化が一番の願いです。

しかしながら、近年、一番強く感じるのが、人口減少と多様化というキーワードです。地域を担う人材が少なくなっていること、さらに生活環境、価値観、生き方が多様で、一人一人がみんなばらばらであること、ゆえに、コミュニケーションをとりづらくなっており、お互いを支え合うという概念が薄れてきているというこ

とです。

そのため、自治会加入率は年々減ってきており、自治会長が高齢でも後任者が決まらず、さらに、まちづくり活動をする人も70歳前後の同じ人ばかりで、新しい人が入ってこないという現状です。これで地域は存続していけるのでしょうか、大変不安になります。人口減少と同時に、社会情勢の変化に伴って多様化が顕著になっているのです。それが、4月の県議会議員選挙の宮崎市内投票率33.6%にもあらわれていると感じます。

暗い気持ちになりつつありますが、やはり持続可能な地域社会をつくっていくことが私たちの使命であり、地域の活性化が県勢発展にもつながります。子供たちに郷土愛を持ってもらい、県外に出ていっても、やっぱり宮崎に帰りたいたと思ってもらわなければなりません。

そんな中、少し明るい話題があります。宮崎市青島地区では、最近、若い人たちが移住しておしゃれなお店ができ、さまざまなアクティビティに若者が集ってくるようになりました。宮崎市移住センターにおいて把握しているだけでも、青島地区に12世帯23人が移住されているとのことでした。とてもにぎやかになって喜ばしいことです。私も夏になると、友人と宮崎駅から青島まで電車で行き、夕方のビーチパークの雰囲気を楽しんで電車で帰ります。それだけ、若者がふえることでまちが活性化することを肌で感じています。

今回、県では人口減少対策基金として4年間で30億円を予算化していますが、その基金を活用した事業の中に、「移住・U I Jターン、定住の促進事業」があります。今年度の基金活用事業約6億円のうち、その約4割ほど充てられていますので、大きな柱だと思いますが、移住

・定住に力を入れた知事の思いをお聞かせください。

以上、壇上の質問とし、この後は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

本県の喫緊の課題であります人口減少問題、自然増と社会増減、2つのテーマがあるわけがあります。この社会増減につきまして、年齢別に見てみますと、15歳から24歳で大きくマイナスとなっておりますが、その後の年代ではわずかに流入増となっております。これは、進学や就職時に多くの若者が県外に流出する、このことを背景にしているわけであります。

移住の世帯数につきましては、「みやざきひなた暮らしUIJターンセンター」の設置以降、順調に推移しております。移住やUIJターンの需要は、まだまだ伸び代があるものと考えております。

このため、本県出身者を含めた県外在住の方々に対しまして、先ほど青島の魅力の話がありましたが、温暖な気候や豊かな自然、魅力ある産業など、本県の多彩な情報を届けるとともに、移住しやすい環境を整えていくことが今後重要であると考えております。

このような観点から、今回設置をお願いしている基金を活用した移住・定住関係の事業には、「わくわくひなた暮らし実現応援事業」を初め、国の支援策を上回る県独自の支援も盛り込んでいるところでありまして、これまで以上に取り組みに力を入れて、人口減少対策、徹底的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○脇谷のりこ議員 先日、東京の「ふるさと帰郷支援センター」に視察に行つてまいりまし

た。全国の自治体が、移住希望者向けにさまざまな情報発信を行っています。関東に住んでいる方がどこかに移住しようとするとき、相談に行くところです。

宮崎県のブースに伺つてお話をお聞きしましたが、一番驚いたのは、全国の自治体が移住促進に力を入れている中、移住希望地ランキングで、宮崎県は2015年から毎年、全国10位以内に入っているということです。さらに、Uターンが多いのかと思いきや、若い方々のIターンが多いのです。つまり、宮崎が郷里ではない方が多く移住されているということです。

ただし、就労の場があることが、一番の移住先選択の条件でありました。先日、宮崎市高岡町にある日機装が宮崎県に工場を集約し、さらに最大200人の新規雇用が見込めるとのニュースが飛び込んできましたので、大変喜ばしいことです。

高知県では、高知市が市役所職員の応募年齢を撤廃して、移住者が応募しやすいようにしたそうです。おかげで40歳代の方が職員になられたそうで、そういう話題性もあり、移住がふえているとのことでした。

今後、UIJターンの方々魅力的な就労の場を提供できるよう、県内への企業誘致なども働きかけていきたいと思つています。

それでは、これまでの移住実績と、今回新規事業として挙げられている「わくわくひなた暮らし実現応援事業」についての概要を、部長にお伺いします。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 移住世帯数につきましては、県の関係部署や市町村が、移住施策等を通じて把握しているものを集計しております。平成28年度は388世帯、平成29年度は506世帯、昨年度は471世帯となっております。

す。また、年代別では、20歳代と30歳代の若い世代が6割強を占めております。

今回お願いしております「わくわくひなた暮らし実現応援事業」につきましては、国の地方創生推進交付金を活用し、東京圏から移住して県内の対象企業に就職される方等に対し、最大100万円の移住支援金を、市町村を通じて支給するものでございます。

また、これに加え、本県独自の取り組みとして、東京圏以外からの移住者や、1次産業、医療・福祉事業等を行う個人事業主等に就業した方に対しても、移住支援金を支給することとしております。

あわせて、大阪・福岡への移住相談窓口の設置や企業とのマッチング促進など、総合的な取り組みにより、移住の促進や地域の人材確保を図ってまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 移住支援金もよいのですが、お金より人とのつながり、宮崎人のおもてなしや優しさが移住者をつなぎとめる鍵になるとよいと思います。移住者が地域活動へ参加し、地域の人とつながりができて、やがては地域のリーダーになってくれることを期待しています。

人口減少対策の一つとして、結婚対策があります。近所のおばちゃんから、うちの息子に誰かよい人はいないかと聞かれるのは、議員でしたら日常茶飯事です。

少子化の原因である未婚化・晩婚化に歯どめをかけようと、各県ではさまざまな出会いの場の提供をしています。

宮崎県では、結婚を希望する男女に対して個別の出会いをサポートする結婚サポートセンターが立ち上がっていますが、今どのような実績を上げているのでしょうか、福祉保健部長に

お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、平成27年8月に宮崎市に結婚サポートセンターを開設しまして、その後、都城センター及び延岡センターを設けたところでございます。同年の12月からお引き合わせを行っております。

先月末現在の会員数は1,092人、男女の数はほぼ同数で、男女とも30歳代から40歳代でほぼ8割を占めているという状況でございます。また、本県へのUターンや移住等を考えておられる県外在住の会員も43名登録されておりました。帰省時のお引き合わせなどで御活用をいただいております。

また、お引き合わせに立ち会ったり、相談相手になっていただくボランティアであります「縁結びサポーター」も、64名の方が御登録いただいております。

これまでお引き合わせした件数は、累計で2,839組、交際に進まれた方が979組、結婚された方は65組となっております。

○脇谷のりこ議員 大変よい結果だと評価いたします。やはり、個別での出会いをつくるというのがよいのだと思います。

なかなか結婚しないお子さんのことを心配して、親御さんから、誰かよい人はいないかと聞かれると、この結婚サポートセンターに登録するよう促しています。ところが、登録するだけで本人が乗り気にならないらしく、一度も利用したことがない人もいるとのことでした。結婚サポートセンターに行くのが恥ずかしいという人もいるでしょう。

それでは、今の課題とその解決に向けた今後の取り組みについてお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） センターの主な課題としまして、1つは、中山間地域の会員

が少なく、その利用に地域差が生じているということでございます。そのため今年度は、中山間地域の市町村と連携をしまして、出張窓口の開設等による会員の確保や利便性の向上に努めたいと考えております。

また、課題の2つ目は、会員登録はしたものの、実際の利用が少ない方がいらっしゃるということで、議員御指摘の点でございます。その理由としましては、初めから一対一でのお引き合わせへのためらいがあったりとか、異性との交流に自信が持てないといったことがあるようでございます。

このため、会員同士の交流会を開催したり、コミュニケーションスキルを養うための講座の開催等の取り組みを充実させておまして、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 中山間地域への出張窓口の開設というのは、大変よいと思います。やはり、そういった方々がまちのほうに出て結婚サポートセンターに登録するというのがなかなか大変ですので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

次に、国文祭・芸文祭についてお伺いします。

第35回国民文化祭（略して国文祭）と、第20回全国障害者芸術・文化祭（略して芸文祭）が、いよいよ来年、2020年に宮崎県で開催されます。宮崎県が平成24年度から取り組んできた「記紀編さん1300年記念事業」の最終年度である2020年に、国文祭・芸文祭が宮崎県で開催されるよう、知事が手を挙げられたわけですが、同じ2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催になったというのは、偶然といいましようか、ラッキーといいですか、知事は何か持っていらっしゃるなど感じます。

「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」のキャッチフレーズで、県内市町村で開催されるわけですが、内容についてはわからない点が多いので、まずは、国文祭・芸文祭の全体像についてお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国文祭・芸文祭は、文化芸術のすばらしさや地域の文化資源に対する認識を一層深め、文化力の向上のほか、文化資源を生かした持続的な地域の活性化を目的に開催することとしております。主に、県と市町村の実行委員会が主催する事業で構成されております。

まず、県が主催する事業につきましては、開会式典などのほか、これまで本県が育ててまいりました「記紀・神話・神楽」、そして「国際音楽祭」「若山牧水」「宮崎の食文化」という4つの文化に焦点を当てた各種事業を展開いたします。

一方、市町村が主催する事業につきましては、市町村と文化団体等が連携して、全国持ち回りで開催されております、例えば、太鼓の祭典等の発表会や、神楽を初めとした伝統芸能など、地域の特色を生かした事業を行うこととしております。

また、芸文祭につきましては、「共に生きて共に感じる芸術文化プログラム」を中心としまして、障がいのある人もない人も一体となつてつくる演劇あるいはアート展等を実施することとしております。

○脇谷のりこ議員 県外からの団体や障がい者の方も多く訪れる大きなイベントです。そのおもてなしとして、ボランティア募集やトラベルセンターの設置が大会実施計画に盛り込まれていますが、その進捗状況を教えてください。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 大会ボラン

ティアにつきましては、各事業の運営補助や障がいのある方の補助など、県民の皆様から広く御協力をいただくものでありまして、業務内容のほか、必要となる人数について検討を進めているところでございます。

また、宿泊施設、交通手段のあっせんなどを行うトラベルセンターにつきましては、関係機関と協議の場を設けるなど準備を進めておりますけれども、大会参加者等に地域の伝統文化に触れていただくための体験メニューづくりについても、検討しているところでございます。

本県を訪れる大会参加者が、期間中快適に過ごされ、「また来たい」と思っただけできるよう、関係機関と連携しながら、おもてなしの充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 国文祭・芸文祭の開催期間は2020年10月17日から12月6日までですが、この期間は、10月に、宮崎市を中心としてフェニックスリーグ、11月は、ダンロップフェニックストーナメントやLPGAツアーが宮崎市内で開催されます。毎年、イベント参加者や見学者だけでなく、メディアを含む関係者も多く宿泊します。

国文祭・芸文祭の実施計画を見ますと、宮崎市内での事業が34事業で、その開催日は、ほとんどが週末に集中しています。毎年、この期間の週末は、宮崎市内の宿泊施設はどこも満杯の状態の中、国文祭・芸文祭の宿泊は大丈夫なんでしょうか、大変心配です。宿泊需要が見込まれるこの期間にしっかりと対策ができるのか、宿泊施設の確保のための対策状況についてお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 大会会期中は、県外から多くの参加者が見込まれますけれども、議員御指摘のとおり、宿泊需要がふえる

時期でもございまして、宿泊施設の確保は重要な課題であると考えております。

このため県では、県ホテル旅館生活衛生同業組合等に対しまして、大会への協力要請を行うとともに、今年度中に、大会参加者等への宿泊意向調査などを予定しております。

こうした意向調査などを踏まえまして、大会参加者等の必要な宿泊先が確保できるよう、関係団体や宿泊施設と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 宿泊施設につきましては、宮崎市で開催するのに都城市の宿泊地しかなかったというクレームが、宮崎市のほうにきています。ですから、宿泊先につきましては、大変困難ではあるかと思っておりますけれども、十分に対応していただきますように、お願いいたします。

宮崎市議時代に感じたことですが、平成24年からの古事記編さん1300年記念事業のイベントを宮崎市内で開催しているものの、主催者が県と市で違うものですから、お互いの情報が共有されず、お互いがイベントのPRに躍起になっていることを、県民の一人として、なぜ一緒にやらないのかと不思議に思っていました。県も市も、どちらも中途半端な予算で開催しているので、古事記編さん1300年記念事業も盛り上がった感がなく、ただ単に予算消化をするだけのイベント開催になってしまったと思っています。

同じ目的の事業であるのに、市町村単独の取り組みと県独自のイベントがあることに違和感があります。同じ目的で県内挙げてやるのであれば、県は、市町村と一体となって盛り上げることが予算の節約にもなりますし、県外へのアピールにもなります。

来年の国文祭・芸文祭の一大イベントを盛り上げるためには、県と市町村が連携して広報活動を行うことが、効果的、経済的であります。そのために、いち早く県は市町村へ情報を提供し、一体となって取り組むための協力要請を行うことが望ましいと言えます。県民挙げて盛り上げていくための知事の見解をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 国文祭・芸文祭は、本県のそれぞれの地域で育まれた伝統文化を、県民としても改めて見詰め直すとともに、全国に広くアピールできる絶好の機会であると考えております。このため、県が音頭をとって旗を振りながら、取り組みを進めているものでありますが、これらの取り組みを一過性のものとせず、郷土愛の醸成や地域の連帯感を高めていくためにも、県と市町村、またさまざまな芸術文化団体と連携をしていくことが極めて重要であると考えております。

このため、県としましては、市町村や民間団体等で構成されます実行委員会を中心としまして、取り組みを進めてきております。先日開催された第4回の総会におきまして、実施計画案が決定されたところであります。

特に、大会の認知度向上や機運醸成については、県、市町村、民間団体等が一体となったPRの一環としまして、広報キャラバン隊を結成し、多くの方が集まる市町村の各種イベントを巡回するなど、大会本番に向けて、オール宮崎で取り組んでまいりたいと考えております。

オリンピック・パラリンピックも、また国体や全国障害者スポーツ大会にしても、その大会の成功はもとより、その大会の成果を将来に向けて生かしていくレガシー（遺産）というものが大変重要視されているところであります。こ

の国文祭・芸文祭につきましても、市町村、また関係団体と連携しながら本県の文化振興に努め、遺産をしっかりと築く、そのような大会に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 知事の思いがしっかり伝わりました。知事が手を挙げて国文祭・芸文祭を2020年に持ってこられたのですから、ぜひ県が旗振り役として、市町村と連携して盛り上げていただきますよう、よろしくをお願いいたします。

続きまして、外国人誘客についてお伺いします。

ことしは、ラグビーワールドカップのキャンプを初め、例年のスポーツキャンプ・合宿、そして東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプなど、外国から多くの方が来県されることが予想されます。県内への外国人観光客もさらに多くなることから、外国の方に配慮した外国語の案内標識や案内板などが必要です。韓国語や中国語など、まだまだ足りていません。多言語化の取り組みについてお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 今後さらに外国人観光客をふやしていくためには、来県した観光客が、訪れた観光地等で必要な情報を入手できるなど、ストレスなく快適に観光を楽しんでいただく環境を整備することが非常に重要であると考えております。

このため県では、これまでも観光案内標識等の多言語化を進めてきたところでありますが、さらなる拡充を図るため、今年度新たに、市町村等が実施する観光地や観光施設の案内標識等の多言語化の取り組みに対し支援を行うこととしております。

引き続き市町村や観光施設等と連携し、外国

人観光客に対する受け入れ環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 外国人観光客が旅館や食堂に来られて言葉がわからなかったときなど、通訳してくれる多言語コールセンターなどは宮崎県にないのでしょうか、設置状況についてお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 県では、外国人観光客と観光施設等の担当者の円滑なコミュニケーションを支援するため、英語、中国語、韓国語など17言語による24時間365日対応の多言語コールセンターを、九州・山口各県と共同して昨年8月に開設したところであります。

ことし3月末現在、県内では、宿泊・観光施設など197施設で利用いただいております。開設からことし3月末までの利用実績は332件となっております。

今後とも、外国人観光客が安全・安心に県内を周遊していただけるよう、多言語コールセンターの周知と、施設の登録促進に取り組んでまいりたいと考えています。

○脇谷のりこ議員 今は私たちが外国に行ったときは、ほとんどカード決済になっているんですが、日本ではまだ現金が喜ばれるような雰囲気になっています。外国の方がレストランやお土産物屋さんに行ったときにカードが使えないとのクレームがあります。道の駅でもカードが使えず、お土産を買うことができなかつたとのお話をお聞きしました。

今や現金を持たないキャッシュレスの時代です。カード決済などのキャッシュレス化の推進について、県としてどのように取り組んでいるのかお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） キャッシュレス化につきましては、人口減少による労働

力不足が見込まれる中、店舗業務の効率化につながるとともに、ゴールデン・スポーツイヤーズを迎えた本県にとりまして、インバウンド需要を取り込む絶好の機会となりますことから、その推進が大変重要であると考えております。

このため県では、国や地元金融機関との共催により、キャッシュレスセミナーを開催するほか、商工関係者の会議の場で説明を行うなど、事業者の理解促進に努めてきたところであります。

また、国においては、10月からの消費税率引き上げに合わせて、事業者に対する決済端末の導入補助や決済手数料の負担軽減、消費者へのポイント還元を行う事業が実施されることから、県といたしましても、より広報周知に努めるとともに、国や関係団体とも連携し、キャッシュレス化の推進に、さらに力を入れてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 お店の方々にもキャッシュレスをすることによるメリットがなければ進みませんので、ぜひ国の補助を使ってキャッシュレス化を推進していただくようお願いして、この項目を終わります。

続いて、国体施設、プール整備についてであります。

国体施設については、陸上競技場を都城市、体育館を延岡市、プールを宮崎市に整備することが決定しました。

県プール整備基本計画がことし3月に出されています。それには、宮崎市錦本町の県有グラウンドに整備されること、PFI手法の導入を検討することなどが発表されています。官民対話、サウンディングによりますと、20社から意見をいただいたとのことなので、期待はあるのですが、実際どうなるかはわかりません。

県プールについて、現在の進捗状況と整備スケジュールをお願いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） プールの整備につきましては、ことし3月に策定いたしました基本計画に基づき、現在、PFI手法の導入に向けた可能性調査を行うとともに、関係機関との協議などを進めているところでございます。

今年度中に事業手法の方針を決定することとしておりますけれども、PFI事業として行うと判断した場合には、PFI事業者の選定を行った後、令和3年度から設計に着手することとしておりまして、完成は令和6年度を予定しております。

○脇谷のりこ議員 このプール整備につきましては1問しかないんですけれども、宮崎市は宮崎駅周辺に開発が進むとのことから、宮崎駅東側の民間駐車場にアリーナ整備を予定しています。民設民営や官民連携などを考えておられるようですが、アリーナに商業施設を併設、そしてプールにも商業施設を併設などになると、どちらも共倒れしてしまうのではないかと危惧しています。しかも、錦本町の近くには、民間のプール所有のスポーツジムがあります。国体施設としてのプールは、競技大会用ではありますが、県民も利用されるのであれば、民業圧迫にならないように配慮しなければなりません。

いずれにいたしましても、プールも箱物ですから、PFIで運営し始めて、途中で民間が手を離してしまうと、結局、県が負担しなければなりません。維持管理費が莫大にかかるプールですから、子供たちにツケを残さないよう、今後の検討をよろしく願いいたします。

続いて、県総合運動公園の津波避難施設についてです。

これは、私が県議になる前の事業計画ですので、どのような経緯で計画されていたのかお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県総合運動公園は、スポーツランドみやぎきの中心施設であり、年間約139万人が利用している施設であります。今後は、国民スポーツ大会に向けて、さまざまな競技でさらなる利用者が見込まれるほか、30年以内に大規模地震が発生する可能性が高まっていることから、公園利用者などのさらなる安全を確保する必要があります。

このため、利用者の避難距離が500メートル以内となるように、サンマリンスタージアムなど4カ所に計6,200人が収容できる避難デッキを、第1陸上競技場の東側に2万5,100人が収容できる盛り土高台を1カ所、合計3万1,300人が収容できる5カ所の避難施設などを整備する計画を策定し、昨年9月議会でその内容を説明しており、ことし2月議会を経て新規事業化されたところであります。

○脇谷のりこ議員 第1陸上競技場の東側、保安林のところに幅35メートル、長さ360メートル、高さ9メートルの盛り土高台を計画されていますが、なぜ盛り土高台なのでしょう。国体施設としての陸上競技場を山之口に整備するのですから、木花の陸上競技場周辺に2万人以上の人が入ることは考えられません。

また、避難する場合、競技場から海側に向かって盛り土高台に駆け上がるということがイメージできません。しかも土ですから、水分を含むと崩れやすくなるのでしょうか。木花の県総合運動公園あたりは、宮崎市内が晴れていても、よく雨が降る地域として有名です。そのような雨量の多いところになぜ盛り土高台なのか、その理由をお聞かせください。また、安

全性についてもお聞きします。以上2点をお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 国が策定した「港湾の津波避難施設的设计ガイドライン」におきまして、盛り土高台は津波避難施設の一つとして位置づけられており、本県の宮崎港や日向市を初め、東日本大震災の被災地である宮城県など他県においても整備されているところがあります。

今回の盛り土高台は、斜面を利用してどこからでも登れる構造とし、2万人以上の方々が避難する場合の安全性、整備の経済性、景観などさまざまな観点から検討し、当公園における避難施設として最適であると判断したところであります。

また、津波に対する安全性につきましては、国の研究機関である国土技術政策総合研究所や大学の有識者など専門家の意見を伺いながら、シミュレーションにより確認しているところがあります。

○脇谷のりこ議員 第1陸上競技場の東側の保安林は、海側は県有林ですが、陸上競技場側は3つの自治会が所有する民有林です。約120年ほど前、木花の青年たちが何もなかった砂浜に植林した「青年松」と呼ばれる松林です。木花の郷土史には、当時の消防団の森山恕一さんが仲間に言った言葉が書かれています。

「日向灘の黒潮は我々木花の宝であるとともに、恐ろしい敵でもある。いつ恐ろしい津波が押し寄せるかもわからないし、激しい台風がやってくるかもしれない。そのためには防風・防潮の保安林が必要ではなかろうか。どうだろう、ひとつ我々青年の手であの海岸に松の苗木を植えて、将来、村の守りとなるような保安林をつくろうではないか。」

そして、みんなで植林したものの、浜に近いところは風が大変強くて砂が積もり、なかなかうまく育たなかったそうです。根気よく植えて、やっと松の根を張らせることができたということでした。

今では20メートルもの大木になっています。もしあの松林がなかったら、恐らく木花の田んぼの稲は塩害で全てだめになったことでしょう。ですから、地元木花の人たちは、この松林のことを「青年松」と呼んでいるんです。

今回計画されている盛り土高台は、陸上競技場と接しており、民有林にすっぽりと入っています。つまり、ほぼ民有林の青年松を切り倒して盛り土高台をつくろうと計画されているのです。私も現地に行ってみましたが、地元の方が草払いをされていてきれいな松林に、巨大な盛り土高台ができるのを想像することができませんでした。

3つの自治会が所有されている民有林に整備するには、地元の方々の同意が必要となります。今まで説明会をされてきていると思いますが、進捗状況はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 地元への説明につきましては、3つの自治会の代表者の方々には、まず平成30年10月に、運動公園における全体の津波避難施設について説明を行っております。また、本年3月には、共有地に計画している盛り土高台について、改めて説明を行っております。

さらに、自治会の住民の皆様には、本年3月から5月にかけて、盛り土高台の計画について地元説明会を3回開催しており、住民の皆様からは、さまざまな御意見を伺っているところがあります。

○脇谷のりこ議員 地元の方々は、松林も避難施設もどちらも生かす方法を探ってくださいと言われていています。大きくなった青年松が自分たちの生活を守ってくれているという思い、松林がなくなることへの不安、盛り土高台に対する危惧、また景観を損ねるなど、さまざまな不安要素があるのです。

3つの自治会の中で、反対を表明されている自治会もあれば、説明は聞いたが自治会として意見の集約ができていないところ、説明を聞いただけのところ、さまざまです。地元の方のさまざまな御意見に対して今後どのように対応されるのか、お伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 津波避難施設は、公園利用者などの命を津波から守るために大変重要な施設であります。

先ほども申し上げましたが、これまでの説明会において、地元住民の皆様さまにさまざまな御意見があることは承知しているところであります。

このため、地元住民の皆様様の御意見を伺いながら、これからも十分に対話を重ねるなど、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 私が申し上げるのは、地元の方々の気持ちに寄り添って対応してくださいということだけです。長年住んでおられ、松林を管理し、毎日松林を散歩されている地元の方にしかわからないことがあります。どうか一緒になって考えていただきますようお願いして、この項目を終わります。

続いて、道路施設整備についてお伺いします。

市議時代に多くの要望があったのが、信号機の設置でした。特に通学の安全性を考慮し、PTAから要望が上がるが多かったのです

が、なかなか設置に至らず、長年待つてようやく設置できたということがありました。

それでは、信号機の設置基準についてお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 平成27年に警察庁から現在の「信号機設置の指針」が示されており、本県もこの指針を基準として設置を行っております。

具体的な指針の内容としましては、一定以上の交通量があること、車が安全にすれ違うための道路の幅や、横断しようとする歩行者の待機場所があること、学校・幼稚園・病院等の付近において、生徒や高齢者等の交通の安全を特に確保する必要があること等の条件が示されており、この条件に合致するかなどを総合的に判断した上で、必要性が高い場所を選定して信号機を設置しております。

○脇谷のりこ議員 それでは、信号機の設置要望に対する対応についてお伺いします。

○警察本部長（郷治知道君） 信号機の設置要望の中には、設置が困難な場所や必要性が低いと判断される場所も含まれておりますことから、一つ一つ全ての要望につきまして、要望者から直接話を伺って現地調査などを行い、「信号機設置の指針」の条件を満たしているかなどの確認を行っております。

また、厳しい財政状況の中、限られた予算の範囲内におきまして、耐用年数や更新費用を勘案しながら、指針を踏まえ、通学路の有無、設置の効果、緊急性等を総合的に判断し、必要性の高い場所を順次選定して計画的に設置しております。

さらに、交差点の形状等の理由から設置が困難な場所につきまして、道路管理者に交差点改良や道路標示等の整備などの安全対策をお願い

しております。

今後とも、必要性の低下した信号機の道路標識・標示への規制変更などを含めて、交通安全施設整備や適切な交通規制などによる効果的な交通事故防止対策を進めてまいります。

○脇谷のりこ議員 最近多い要望が、横断歩道や一時停止線が消えかかっているのが大変危ない、何とかしてくれということです。

横断歩道や一時停止線の補修についてどのように対応しているのか、お伺いします。

○警察本部長(郷治知道君) 横断歩道や一時停止線等の道路標示は、特定の通行方法を制限または指定するなど、交通の安全と円滑を確保するための重要な交通安全施設であります。

このため、県民から寄せられた補修要望のほか、日常の警察活動における常時点検や、毎年4月、5月に実施する「交通安全施設の点検・見直し月間」による定期点検等で実態を把握し、補修の必要な箇所については、摩耗の程度、交通環境などを総合的に判断し、厳しい財政状況の中、限られた予算の範囲内において、必要性の高い箇所を順次選定して計画的に対応しております。

引き続き、道路管理者等と連携を図りながら適切な維持管理に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 道路管理者というのは、県道は県で、市道は市でということだと思わなくてすけれども、4月、5月に実施する点検で補修するところが決まるということですから、これからきれいに整備されるということですね。よろしく願いいたします。

最近、道路沿いの草が気になります。特に梅雨どきから夏になると道路脇の草がぼうぼうで、観光客に宮崎市がどう映るだろうかと心配になります。

県が管理する道路沿いの除草についてはどのように行われているのか、お伺いします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 県が管理する道路沿いの除草につきましては、道路利用者の安全性確保や、美しい沿道景観を保全することを目的に実施しております。

基本的には年1回の実施としておりますが、交通量の多い区間や観光地周辺等においては実施回数をふやすなど、道路の利用状況や周辺の環境に応じた除草を実施しております。

また、「クリーンロードみやざき推進事業」により、地域の方々が行う除草活動に必要な用具を支給するなど、官民協働への取り組みも推進しているところであります。

今後とも、関係機関や地域の方々と連携を図りながら、良好な沿道環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 環境整備、景観美化のためにも予算の確保をぜひお願いして、この項目は終わります。

続いては、公立学校のトイレ洋式化についてお伺いします。

市議時代によくトイレ整備についての質問をしていましたので、自分でもトイレ議員と云っています。フェニックス自然動物園の流れるプールのトイレも、洋式化を要望して設置していただきましたが、最初はウォータースライダーやプールのリニューアルのみでした。目に見える老朽化だけを整備しても、目に見えない課題解決にはなりません。女性や子供や高齢者の要望はトイレの洋式化でありましたから、40年もたった和式便器を洋式トイレに幾つかかえていただきました。それだけで大変喜ばれました。

学校のトイレも同じです。小中学校のトイレ

は国からの補助が出ますので、徐々に洋式化を推進していますが、高等学校は国からの補助がないので、なかなか進んでいません。家よりも学校で過ごす時間のほうが長いのですから、学校のトイレは健康面また心理面からも、洋式化にすることで解決することが多くあります。また、災害時の避難所にもなりますから、衛生面からも高校のトイレ洋式化に積極的に取り組んでもらいたいものです。

県立高等学校と特別支援学校における洋式トイレの設置状況と今後の取り組みについてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 県立高等学校39校と特別支援学校13校におきましては、全ての学校で洋式トイレが設置されておりますけれども、洋式便器数の割合で見ますと、ことし4月時点で、高等学校が28.7%、特別支援学校が84.4%、県全体では38.7%となっております。

県立学校の施設整備全般につきましては、現在、建物の老朽化が全県的に進んでおりますので、児童生徒の安全を第一に考えまして、外壁落下防止などの改修を優先して進めておりますけれども、トイレの洋式化など個別の整備につきましても、各学校の実情に配慮して、順次整備を進めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 高等学校28.7%の洋式トイレ普及率というのは、やはり少ないというふうに思います。

女性、つまり女子生徒のみならず男子生徒も、洋式トイレで衛生面にも、心理面にも効果的だということが取り上げられています。しかしながら、結局、老朽化対策事業のほうが優先されるということなのですが、高等学校の校長先生にお伺いいたしますと、トイレの洋式化を要望されています。しかし、その要望を出され

ていません。教育委員会に要望してもかなわないからと、初めから要望されないのではないのでしょうか。それならば、教育予算をしっかりとっていただきたいと思います。

職員室の前だけにウォシュレットつきの多目的トイレがあって、普通教室の生徒たちのところには和式のみというのは、今の時代に合っていないと思います。一つの多目的トイレを何百人もの高校生が奪い合うというような感じになっているわけです。一日の大半を過ごす学校生活を快適にするために、トイレの洋式化、できましたらウォシュレットつきの多目的トイレを順次整備していただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、きょうは県議になってすぐの質問でしたから、なかなか準備も進まず、ちょっと早い段階で終わることになるんですけども、市議時代と勝手が違って戸惑いましたが、いろいろなところからの要望をまとめてみました。

市議時代の一般質問では、宮崎市の答弁は「財政が厳しい」という言葉が多かったんですが、やはり県も同じく「財政が厳しい」という答えが多く出てきます。もちろん厳しい財政状況はわかるのですが、さまざまな事業を見ても、宮崎市と同じような事業をされていたり、あるいは各種団体を集めてイベントをやるのが課題解決になると思われていて、その団体さんからは無意味だとぼっさり切られたり。

やはり、取捨選択で必要なところにしっかりと予算を投入していただくようお願いして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。宮崎県議会、自由民主党の野崎幸士です。

6月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

今年度当初予算と補正予算を合わせた本格予算の合計が、14年ぶりに6,000億円台に達しました。予算編成の内容については、先日説明を受けたところではありますが、いずれにせよ地方交付税や国庫支出金などに大きく依存している状況で、歳出は、義務的経費が約4割を占めていることから、脆弱で財政の硬直化が見てとれます。この構図はここ数年続いており、大変厳しい財政状況が続いているのが現実であります。

また、既に進めている、抱えている事業、これから始まる事業、将来の社会情勢を鑑みると、知事におかれましては、本当に困難な判断の難しい、本県のかじ取りを進めていかなければならないと思いますが、求められるのは確実な事業の執行と確実な成果であります。

今後4年間、どのような方向で施策を展開していけるのか、知事にお伺いし、以下の質問は質問者席から進めてまいります。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県も我が国も、これまでに経験したことがない本格的な人口減少社会を迎えております。人手不足や超高齢化、中山間地域対策など、さまざまな課題に本県も直面する中で、今求められていることは、持続可能な宮崎県の土台づくりに取り組み、安心と希望ある未来を築いていくことであると考えております。

このような考え方のもと、今議会には、私が選挙のときにお示しした政策提案も踏まえた総合計画アクションプラン案を提出しておりま

す。この中では、本県の最重要課題であります人口減少問題への対応を初め、産業振興や経済の活性化、スポーツ・文化資源を生かした観光振興、生涯活躍社会づくりや危機管理対応といった、今後4年間で取り組むべき5つの重点施策をお示ししております。

このアクションプランを県民共有の指針として、今後4年間、市町村や関係団体とも十分に連携しながら着実に施策を展開し、結果を出してまいりたい、そのように考えております。以上であります。[降壇]

○野崎幸士議員 昨日の坂口議員の冒頭の質問において、知事の財源確保を含めた県政運営に対する熱い熱い決意を確認させていただきました。総合計画アクションプランの基本姿勢にあるように、「現場主義の徹底、対話と協働の推進」を原点としながら、本当に県民そして現場は何を求めているのか的確に見きわめ、無駄のない、確実に成果の出るような計画の執行を強く要望いたします。

次に、公共事業の入札不調・不落の問題について質問します。

御案内のとおり、建設業界が抱えている課題としてまず挙げられるのが、人手不足による労働力不足の深刻化、つまり人材確保です。

特に技術者と職人不足が深刻で、少子化の影響で建設業界に就職する若者が減少傾向にあり、全国では、建設技能者の人手不足数は平成30年度時点で約2万人、令和5年度で約21万人と推計されているようですが、本県建設業における技術者等の担い手についてどのような現状にあるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(瀬戸長秀美君) 本県建設業の平成30年度の有効求人倍率は3.42で、全体

の1.49を大きく上回っており、多くの産業において担い手の確保が難しくなっている中、特に厳しい状況にあります。

加えて、平成27年の国勢調査によりますと、建設業就業者の年齢構成は、29歳以下が約9%である一方、50歳以上が50%を超えており、若年者の担い手不足や高齢化が進んでいる状況であります。

今後、さらに多くの熟練した技術者等が退職を迎え、担い手不足の問題がより一層顕在化していくと見込まれますことから、担い手の育成・確保は喫緊の課題であると認識をしております。

○野崎幸士議員 答弁がありました数字、状況等を見ても、大変厳しい現状にあると思えますし、部長も喫緊の課題であるとの認識でしたが、建設業の担い手の育成・確保に対する県の取り組み状況とその成果について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県では、これまで産業開発青年隊や産業技術専門校における建設技術者等の育成を行っており、この3年間で179人が、即戦力として県内の建設産業に就職したところであります。

また近年、若年者の確保や定着、建設業の魅力の発信が課題となる中、建設業団体等と連携し、平成28年度から、建設産業への入職促進のため、若年技術者等を雇用する建設業者へ合計38人分の人件費等の支援を行うとともに、若年技術者等の資格取得に対する支援についても、これまで延べ654人に行ったところであります。

このような取り組みに加えて、高校生等を対象に、建設産業の魅力を伝えるための出前講座やインターンシップを実施するとともに、こと

し6月から、県内の公共工事で毎月第2土曜日を一斉に休む取り組みを受発注者一体となって推進するなど、職場環境の改善を図っているところであります。

○野崎幸士議員 建設技能者の人手不足の推計、また建設業の有効求人倍率の伸び、建設業就業者の年齢構成、高齢化の進展、また国が打ち出した「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を鑑みますと、今後ますます人材育成と確保は大変重要になりますので、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

このように、さまざまな要因により、あらゆる分野、あらゆる業種で人手不足による労働力不足が深刻化している中で、建設業においては、外国人技能実習生を建設現場で活用する動きが広がっておりますが、本県の建設業に従事する外国人技能実習生の状況について、推移を含めて県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県内の建設業に従事する外国人技能実習生の過去3カ年の推移は、宮崎労働局によりますと、毎年10月末時点で、平成28年が58名、平成29年が99名、平成30年が208名と大きく増加しております。

県としましては、今後とも、外国人技能実習生の増加が見込まれますことから、アンケート調査や建設業団体との意見交換を行いながら、県内建設業に従事する技能実習生を含めた外国人労働者の実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県も、建設業の担い手確保に対するさまざまな取り組みを進めておられますが、なかなか人手不足解消まで至るには時間のかかる難しい問題です。平成29年と30年には、外国人技能実習生が約2倍にふえているこ

とからも、今後、この制度を活用する建設業者がますますふえていくであろうと推測できますので、建設業団体と勉強会を行いながら、業界全体がその認識を統一するよう進めていただきますようお願いいたします。

先ほども申しましたが、本県の公共事業予算の規模は、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を受け膨らむ傾向にあり、本県建設業の現状と材料費、人件費の高騰による利益率の低下等も鑑みますと、不調・不落が懸念されるところでございます。

本県の最新の不調・不落の現状を確認したところ、平成30年度の件数と発生率は、環境森林部が22件で18%、農政水産部が51件で19.5%、県土整備部が128件で9.2%と、いずれも29年度を上回る件数です。

このように不調・不落が増加している要因について、制度を統括する県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設工事における入札の不調・不落は、手持ち工事の多くなる時期に、主に小規模工事や災害復旧工事、機材等の搬入が困難な山間部の工事などで発生しております。

不調・不落の要因としましては、建設業者が減少傾向にあり、昨年の台風24号による災害復旧や国土強靱化3か年緊急対策等により工事発注量も増加している中、建設業者が、技術者等の配置や採算性を考慮して応札する工事を選択していることが、主な要因ではないかと考えております。

○野崎幸士議員 これまで建設業者が減少してきた原因、体力を落としてきた原因、建設業から人が離れていった原因等、建設業が厳しくなっていったのは何だったのかということを振

り返り、しっかり認識することが、まずは第一だと私は思っております。

このたび、不調・不落発生抑制対策として、一定の要件を満たした場合には、現場代理人は複数工事の兼務ができるなど特例措置が講じられ、最低制限価格及び低入札価格調査基準の上限も90%から92%に改定されたものの、現場によっては採算性の合わない工事もあるとの声も聞いております。

公共工事の予定価格はどのように積算されているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 建設業者が適正な利潤を確保することは、将来にわたる公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保のために大変重要であると認識しております。

予定価格は、それぞれの現場条件に照らして標準的な工法で施工する場合に必要な労務費、材料費、諸経費等を積み上げて算出したものであり、これによりがたい場合は、現場の施工実態に応じて見積もりを活用するなど、現場条件を十分に考慮したきめ細かな積算に努めております。

さらに、積算に必要な経費の見直しを行っており、設計労務単価の7年連続となる引き上げや、諸経費を割り増す改定を行ったところであります。

今後とも、適正な予定価格を設定するとともに、建設関係団体と十分な意見交換を行いながら、公共工事の円滑な執行に努めてまいります。

○野崎幸士議員 公共工事の不調・不落は、その現場に大きなおくれが生じます。そのしわ寄せは、その現場のある地域住民が受けるわけです。

国交省が示している実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び予定価格の設定、施工条件の変更や物価変動に対する適切な契約変更、適切な数量の算出を着実に進めていただき、県の積算と実勢価格に乖離のないよう、さらに予定価格の積算に慎重にしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

毎年起こるさまざまな自然災害、また口蹄疫発生、鳥インフルエンザ発生のときもそうでした。いち早く現場に駆けつけて実質的な復旧・復興作業に汗を流されているのは、地元建設業者です。さまざまな問題を抱え、大変厳しい状況にある建設業を守ることが、県土を守ることにつながりますので、着実に、建設業が抱えている問題解決につながる政策を進めていただきますよう要望いたします。

次に、児童虐待問題について質問します。

たびたび、本当に悲しい、痛ましい児童虐待の報道がなされているのは御承知のとおりですが、一向におさまる気配はありません。大事なのは、こういった事件を見て、ただ悲しみや怒りをあらわすのではなく、何が原因で事件は起きてしまったのか、なぜ救えなかったのかをひも解いていくことが大事です。今回の質問では、最近起きた児童虐待事件を取り上げて進めてまいります。

先週の金曜日、6月7日、札幌市で2歳の女の子が衰弱死した事件、女の子の体重は6キログラム前後と平均の半分ほどしかなく、女の子の体には、たばこの火を押しつけたようなやけどの跡があるなど、暴行を繰り返し受けた疑いがあるということでした。

また、1月、父親から虐待を受けていた千葉県野田市の小学4年生の女兒が、首をわしづかみにされ、冷水のシャワーを浴びせられるなど

の暴行を受け死亡したという事件が起きました。

まず、本県の児童相談所における児童虐待対応件数の推移と傾向を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内の児童相談所の平成29年度の児童虐待相談対応件数でございますが、過去最高の1,136件で、5年前の平成25年と比較しますと約2倍となっております、大きく増加しております。

昨年度の実績につきましては、現在精査中でございますが、前年度の相談対応件数をさらに上回る見込みとなっております。

平成29年度の相談対応の種別では、最も多いのが、子供がDVの現場を目撃するいわゆる面前DVなどの「心理的虐待」でございます、全体の約6割を占めております。次は、「保護の怠慢ないし拒否」「身体的虐待」が、いずれも全体の約2割程度となっております。

○野崎幸士議員 これほどまでに大きく増加しているとは、私も驚いているところでございますが、札幌での事件では、警察と児相との見解の相違があるようですが、当初の報道では、「子供の泣き声がする」という通報を受けた警察から、児相へ午後11時ごろに、容疑者の自宅へ同行するよう求められましたが、「夜間で職員の体制が整わないため翌朝訪問する」として断り、その次の日の朝も訪問できず、警察から正午ごろに再度、同行要請を受けましたが、これも断ったということです。

我が県の虐待対応件数が大きく増加している推移を見ますと、児童相談所の職員体制は十分なのかが心配になるところですが、本県の児童相談所の職員体制の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県内に3カ所児童相談所がございますが、これまで体制の強化を順次進めてきたところでございまして、児童福祉司を30人配置している状況でございます。これは、平成28年度に国が策定した「児童相談所強化プラン」の基準を満たしているという状況でございます。児童虐待の「通告受理後48時間以内の安全確認」などの必要な対応は、現在実施できているところでございます。

現在、議員御指摘のとおり、児童虐待対応件数は大幅に増加しているところでございまして、今後、昨年12月に国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づきまして、児童相談所のさらなる体制強化に向けて、関係部局と連携して、必要な職員を計画的に配置してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 相談件数が1,136件ですから、単純に先ほどの30人で割ると、1人当たり約38件の相談に対応していることとなります。1人で対応する数としては、私はいっぱいいっぱいじゃないかなと思いますし、今後も相談件数はふえていく傾向にあると思いますので、今後、しっかり体制強化に取り組んでいただくよう要望いたします。

今、一部の都道府県では、児相が虐待案件を抱え込まず、児相、警察、市町村が共有する全件共有の考え方が広がろうとしているところでございますが、慎重な検討がなされているところでは、虐待の相談件数の増加、また児相の体制等を鑑みますと、全件共有についても議論されることをお願いいたします。

野田市の事件でございますが、野田市の事件では、被害者の女兒が虐待を受けているという相談を学校のアンケートに記入したことから明らかになりました。

まず、意思表示がうまくできない、保育所や幼稚園等に通っている乳幼児については、どのような方法で児童虐待の実態把握に努められているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保育所等における虐待の把握についてでございますけれども、保育に関する基本原則等を定めた「保育所保育指針」等に基づきまして、日ごろの保育や幼児教育の中で、子供の身体、情緒面、行動、家庭における養育等の状況を、ふだんからきめ細かに観察します。こうした形で、虐待が疑われる場合には、保育所等から速やかに市町村や児童相談所に通告がなされるという仕組みになっております。

また先月には、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づきまして、国が策定した「虐待対応の手引き」について、市町村を通じ、県内全ての保育所や幼稚園等に通知し、周知を図ったところでございます。

県としましては、こうした取り組みを通じて虐待の実態把握に努めておりますが、今後とも、適切な対応を徹底してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 今後もしっかり取り組んでいただきますよう要望いたします。

では、学校においてはどのような方法で児童虐待の実態把握に努められているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 学校におきましては、定期的に生活アンケートや教育相談を実施したり、日常的な観察や会話などから児童生徒の表情や身体状況に変化がないか確認するなどにより、児童虐待の早期発見に努めているところであります。

さらに、学校がきめ細かな情報収集ができま

すよう、県教育委員会といたしましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、派遣するなどの対応、さらに、児童生徒や保護者の悩みをいつでも受けとめる「24時間子供SOSダイヤル」の設置など、相談体制の充実に取り組み、児童虐待の未然防止や実態把握に努めているところであります。

○野崎幸士議員 子供たちが一日の中で最も長く過ごす学校ですので、これからもしっかりと子供たちに気配りしていただき、早期発見・未然防止に努めていただきますよう要望いたします。

ちなみに、先ほど御答弁にあった「24時間子供SOSダイヤル」は、0120-0-78310（なやみ言おう）です。このダイヤルの啓発もよろしくお願いいたします。

野田市の事件では、小学校で行われたアンケートに、「お父さんに暴行を受けています。夜中に起こされたり、起きているときにけられたり、たたかれたりしています。先生、どうにかできませんか。」と記入していたため、児相が女兒を一時保護していましたが、一時保護解除後、親族宅で生活させていたところ、このアンケートのコピーを、女兒に無断で野田市教育委員会が、父親に激しく要求されたという理由のみで父親に渡し、児相は、虐待のリスクが高くなったにもかかわらず、女兒を親族宅から自宅へ戻すことを決定したことも明らかになり、この事件は最悪の方向に進んでいくわけです。女兒が切実な思い、状況をアンケートに託しSOSを伝えたにもかかわらず、「なぜ」という怒りの感情に駆られますが、学校で行われる児童虐待に係るアンケートの結果等について、情報は守られるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） これまで学校におきましては、児童虐待の兆候を発見した際には、確証がない場合であっても、市町村や児童相談所、警察等の関係機関に情報提供を行うなど、迅速かつ慎重に対応しております。

また、本年5月に国から出されました虐待対応の手引きにおいて、アンケート結果等の児童虐待の情報元につきましては、児童生徒の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるため、保護者にも伝えないようにすることが明確に示されましたことから、県立学校及び市町村教育委員会に本手引を通知し、情報管理の徹底を指導したところであります。

○野崎幸士議員 文科省は、この野田市での虐待事件を受けて緊急対策として、全国の学校、教育委員会に向け、先ほどの虐待対応の手引きを作成し、5月9日に公表しております。

この手引は、子供の観察の仕方、児相に通告する方法や通告後の対応など、具体的に示す内容になっているようですので、この手引の徹底を全学校に促すよう要望いたします。

次に、学校で虐待の兆候を把握した場合は、学校から児相への通告がなされますが、児童相談所では秘密が守られるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 児童相談所の職員には、児童福祉法の規定によりまして、罰則を伴う厳しい守秘義務が課せられております。

さらに、児童虐待防止法においても、児童相談所職員は、児童虐待に関する通告をした者を特定させる情報等を漏らしてはならないとされておりまして、これらの法令を遵守し、各児童相談所において、通告に係る情報管理を厳格に行っているところでございます。

○野崎幸士議員 大事な大事な当事者の情報ですから、これからも厳しく情報管理と守秘に努めていただきますよう要望いたします。

札幌市での2歳の女の子が衰弱死した事件を受け、政府は事件を防ぐ機会を十分に生かせなかったとして、関係省庁による緊急の会議を開き、児相が虐待の通告を受けてから48時間以内に子供の安全を確認できない場合は、立入調査を行う臨検など、政府が定めたルールを改めて徹底するほか、全国の児相の虐待の通告を受けた後、面会できないケースについては、緊急点検を実施することを確認しました。まずは、この虐待通告後の48時間ルールの徹底を、強く強く要望いたします。48時間が重要でございますので、よろしく願いいたします。

「アドボカシー」、余り聞きなれない言葉ですが、「人権擁護」と訳され、権利の表明が困難な障がい者など、本来個人個人が持つ権利をさまざまな理由で行使できない状況にある人にかわり、その権利を代弁・擁護し、権利実現を支援する機能を「アドボカシー」、代弁・擁護者を「アドボケイト」と呼びます。

近年、児童虐待が相次ぐ中、虐待を受け、社会的養護が必要な子供の意思を親権者や児相以外の第三者が酌み取り、関係機関などに伝えるアドボケイト制度の構築を目指し、各地のNPO法人が連携して、7月にも全国協議会を立ち上げる動きもあります。

とにかくどんな形であれ、まずは子供たちのSOSに気づく、そして即伝え、即対応する、この流れをしっかりと構築していただくことを要望いたします。

次に、全国でも多発している高齢ドライバーによる交通事故問題について質問いたします。

今月に入っても、本当に毎日のように各地域

で、高齢ドライバーによる交通事故の報道が絶えません。特に印象深いのが、4月19日に東京池袋で、87歳の男性が運転する暴走した自動車に母親と3歳の女の子がはねられ死亡したという、本当に痛ましい、悲しい事故が発生し、社会を騒がせました。

このように、高齢ドライバーによる事故への社会的不安が高まっているところでございますが、我が県における高齢ドライバーによる事故発生件数と事故全体に占める割合を、5年前の平成26年と昨年と比較した状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 県内の65歳以上の高齢運転者による人身事故の発生件数は、平成30年が1,920件で、平成26年の2,110件と比較すると190件減少しております。また、人身事故全体に占める高齢者による事故の割合は、平成26年が21.6%であるのに対しまして、平成30年は25.8%と増加しております。昨年最高になっております。

このため、警察本部としましては、高齢運転者に対する交通事故抑止対策を重点的に推進しているところであります。

○野崎幸士議員 昨年は人身事故の割合が過去最高となっているということで、我が県も早急にしっかりとした対策を進めなければならない状況にあるということが確認できました。

高齢化に伴い、全国では高齢者の運転免許証保有者はふえるばかりで、平成28年末では、75歳以上の免許保有者数は75歳以上人口の約3分の1に当たる割合です。

そこで、本県における過去3年間の高齢運転者人口の推移及び昨年中の65～69歳、70～74歳、そして75歳以上の免許所有者の数を、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 県内の65歳以上の免許保有者数につきましては、平成28年が20万2,404人、平成29年が20万8,778人、平成30年が21万4,104人であり、平成28年と比較しますと1万1,700人増加しております。

昨年年代別高齢者免許保有者数は、65歳から69歳が8万920人、70歳から74歳が6万977人、75歳以上が7万2,207人となっております。

○野崎幸士議員 全国と同じように、我が県も高齢ドライバーが急速にふえていることがわかりますし、75歳以上の後期高齢者のドライバーが7万2,000人もいることに驚いたところでございます。

「平成30年版警察白書」によりますと、平成29年の75歳以上のドライバーによる死亡事故は、75歳未満のドライバーと比較して、免許人口10万人当たりの件数が2倍以上になっています。その要因は、ハンドルなどの不適切な操作による事故が最も多く、特にブレーキとアクセルの踏み間違いによる死亡事故は、75歳未満では死亡事故全体の0.8%にすぎないのに対して、75歳以上では6.2%と高い割合になっています。

これとは別に、運転中の突発的な脳疾患、心疾患、てんかん等、そして、高齢化による認知症の発症も大変懸念されるところでございます。

こういったさまざまな高齢ドライバー事故の要因を受け、改正道路交通法が平成29年3月12日に施行され、70歳以上の方は、あらかじめ高齢者講習を受講しなければ、運転免許の更新ができなくなりました。また、75歳以上の方は、高齢者講習を受ける前に認知機能検査を受けなければなりません。昨年中の認知機能検査の受検者数及び診断の結果、免許の取り消し処分

となった方や返納された人数を、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 認知機能検査は、御指摘ありましたとおり、75歳以上の運転者に、免許更新時の高齢者講習を受講する前に受けていただく検査で、その結果、記憶力・判断力の低下が見られる方は、医師の診断を受けていただく制度です。

検査は、年月日・曜日・時刻を答える、見た絵を覚え、どんな絵だったかを答える、指示された時刻の時計の絵を描くという内容で、その検査結果により第1分類から第3分類に判定されます。

昨年の受験者数は2万9,397人で、記憶力・判断力が低くなり認知症のおそれがある第1分類と判定された824人のうち、診断書の提出命令を受けた方は339人です。診断書の提出命令を受けた方のうち、取り消し処分や自主返納などで242人の方が免許を失われております。

○野崎幸士議員 この認知機能検査は、高齢者ドライバーの事故を未然に防ぐには本当に大事だと思いますので、しっかりとした検査の実施と正確な診断にさらに努めていただきますようお願いいたします。

池袋の事故の続きですが、事故を起こした運転者が任意の聴取に応じるため警察署を訪れた姿が報道されておりました。その姿は、2本のつえをつきながら、なだらかなスロープも人の手をかりなければ上がれないようで、相当老いているように見えましたし、事故当時は両足を痛めていて、医師から運転を控えるように言われていたとの証言も出てきたようです。このように、医師から運転を控えるように言われたぐらゐの高齢者に運転をさせるということ自体、この事件は起こるべくして起きたと言っても過言

でないと思います。

こういった例はほかにも多々あると想像しますので、適切な措置がとられるよう、警察と医療関係の連携構築を進めていただくことを国に要望していただくよう、お願いいたします。

では、高齢ドライバーが身体機能の低下等を理由に、みずから運転免許証を返納する状況はどうでしょうか。過去3年間の運転免許証の返納状況の推移と返納に至った理由について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 県内における65歳以上の運転者の免許返納状況につきましては、平成28年が2,907人、平成29年が3,870人、平成30年が4,094人であり、平成28年と比較すると1,187人増加しております。

昨年、65歳以上の免許返納者約4,000人から返納理由についてアンケート調査を実施した結果、「身体機能の低下」が約45%の1,838人、「運転の必要がない」が約27%の1,110人、「家族の勧め」が約17%の714人等となっております。

○野崎幸士議員 年々返納の数もふえているようですが、公共交通機関が充実している中心部の方は、運転免許証を返納しても生活の交通手段にはさほど困らないと思いますが、公共交通機関が乏しい地域、特に中山間地域の方は、車がないと買い物、病院等に行けないなど、本当に生活に不安を抱えていることで、返納を拒む方も多々いると思います。

大事なものは、自治体と連携して、免許証を返納された高齢者に対する交通支援の充実を構築していくことだと考えますが、その取り組みについて、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 警察では、運転免許を返納された高齢者に対する支援の取り組

みとして、返納者の同意を得た上で、返納者の情報を市町村に提供する「情報連絡同意書制度」を昨年2月から実施しております。

返納者のうち制度に同意された方は、昨年が約4割の1,630人、ことしは4月末現在で約5割の735人です。

各市町村の地域包括支援センターの中には、この制度を活用しまして、返納者への家庭訪問や電話相談を行い、バス・タクシー利用補助制度や公民館活動を紹介したり、買い物支援を行うなど、返納後の生活支援に取り組む望ましい事例もあると伺っております。

今後とも、免許を返納された高齢者に対する支援の充実に向けまして、市町村を初め、関係機関・団体との連携を進める考えであります。

○野崎幸士議員 私もちよっと勉強不足だったんですが、昨年2月から実施している「情報連絡同意書制度」、非常に大事な制度だと思います。できれば、免許証を返納された方がもっともこの制度に同意していただきたいと思いますので、これからも、この制度の充実と、返納される方への理解と啓発を進めていただきますよう要望いたします。

ここまでは、免許証を返納された方についての質問でしたけど、逆に、車に乗り続けたい、乗る必要がある高齢ドライバーが安全に運転を継続するための取り組みについて、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（郷治知道君） 警察では、中山間地域に限らず、高齢運転者に対しまして、警察官や交通安全指導員が、自宅や利用施設等を訪問して、交通安全に関する情報提供などを行っております。

また、自動ブレーキや誤発進抑制機能を備えた安全運転サポート車の普及促進のために、自

自動車販売事業者の団体等と連携しまして、講習会等を行っております。

なお、他県では、高齢者みずからが健康状態に応じて運転する時間帯やエリア等を選択して、加齢による身体機能の衰えを補う「補償運転」という取り組みを、自治体や地区、高齢者クラブ等が推進役となって実施しております。

本県におきましても、この取り組みの導入を検討している自治体があることから、今後警察としましても、情報提供や助言等を行っていきたいと考えております。

○野崎幸士議員 答弁にありました「補償運転」、富山県警が全国で初めて試行したようですが、例えば、視界が悪い夜間や雨の日の運転を避ける、子供が多い通学時間帯の運転を控える、高速道路での運転や長距離運転はしない、以前よりスピードを落とすなどの目標を設定し、その目標を確実に実践することによって、より安全性を高めるといえるものです。他にも隣県の鹿児島県では、「ちゃいっぺ心で補償運転」を実施しています。

このように、先進的な取り組みをしている他県の事業を調査研究され、補償運転の普及・定着を図り、高齢ドライバー事故防止対策に取り組んでいただくことを要望いたします。

東京都は6月4日、高齢ドライバーによる死亡事故が全国各地で相次いでいることを受け、アクセルとブレーキの踏み間違いなどを防止する装置「ワンペダル」等の購入費用を補助する考えを明らかにしました。

今後、こういった高齢ドライバーに対する補助制度も全国的に広がっていくと思われまので、担当部、担当課におかれましては、調査研究を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

また政府も、相次ぐ高齢ドライバーの交通事故を防止するため、安全機能がついた車のみ運転できる、高齢者専用の新たな運転免許制度の創設を成長戦略に盛り込む方針ですので、今後注視していきたいと思っております。

次に、統一地方選挙等について質問します。

今回の統一地方選挙、県議選を振り返りますと、立候補者数は過去最少の46人で、半分の選挙区で無投票となりました。残りの選挙区全体の投票率は、九州7県の県議選で最低の39.76%で、そのうち宮崎市選挙区においては、過去最低の33.62%でした。ちなみに昨年12月の知事選挙でも28.82%と過去最低でした。

さまざまな要因があると思いますが、この半分の選挙区で無投票になったことと、投票率の結果をどう感じておられるのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長(吉瀬和明君) 今回の県議会議員選挙では、全14選挙区のうち7つの選挙区が無投票でありました。有権者が4年に一度の投票でみずからの意思を表明する機会が得られなかったということにつきましては、政治的関心を低下させることなどにつながる非常に残念なことであるというふうに考えております。

また、今回の選挙における投票率は、過去最低でありました前回はさらに下回ります39.76%でありまして、投票率の低下傾向に歯どめがかからないことは、民主主義の根幹にかかわる大きな問題であるというふうに考えております。

選挙管理委員会といたしましては、より多くの皆様方が、政治や社会に関心を持ち、積極的に選挙に参加していただけるよう、選挙啓発に取り組むとともに、教育委員会や関係機関等との連携を強化しながら、主権者教育を初めとした県民の意識向上に取り組んでまいりたいと考え

ております。

○野崎幸士議員 近年の各選挙の投票率を見ましても、今後も投票率の低下傾向が懸念されるわけですが、今回の県議選の投票率の結果については、1人落選する選挙区、一騎打ちの選挙区と候補者を選ぶ選択肢が少なかったことや、候補者を選ぶ際の争点が乏しかったことが、その大きな原因の一つじゃないかなと思っております。

特に若年層は投票率が低い傾向にあり、我が国の高齢化率が年々伸びる中、若者の声をもっと政治に反映させるために、平成28年6月19日に改正公職選挙法が施行され、選挙権が満18歳以上の人へと引き下げられたわけです。

しかし、高校生や大学生は、学校生活（勉強や部活、遊び）等が忙しく、政治に無関心な人が多く、18歳になっていきなり選挙権を与えられても、何をもとに判断して投票したらいいかわからない若者がほとんどだと思いますが、これまで、若年層の投票率向上を目的としてどのような取り組みを行い、その取り組みをどのように捉えているのか、選挙管理委員長と教育長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 選挙管理委員会では、若年層の投票率向上に向けて、政治と生活のかかわりを考えるワークショップ「ポーターズ・ゼミ」の開催や、政治や選挙について若者が意見発表いたします「わけもんの主張」の開催などに取り組んでおりまして、これらに参加いただいた方の政治や選挙に対する関心は確実に高まっていると考えているところでございます。

一方で、こうした取り組みの中には、参加対象を少人数とせざるを得ないものも多いことから、その効果を広く波及させる必要があると感

じておるところでございます。

今後も教育委員会などの関係機関と連携しながら、インターネットなどのメディアを活用するなどして、若年層における投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、生徒の主権者としての意識を高めるために、全ての県立学校で企画立案を行う職員を「主権者教育推進リーダー」として任命し、各学校における年間の計画的な取り組みを促すとともに、指導の充実に向けた教員への研修会を実施しております。また、各学校におきましては、模擬選挙やディベートなど実践的な取り組みを通じて、日ごろから、主権者としての資質や態度を育てているところであります。

これらの取り組みの結果、各学校では、主権者教育の位置づけやそのあり方、進め方が明確になるとともに、徐々にではありますが、生徒みずからが主権者として社会に参画しようとする意欲や態度の醸成がなされつつあるものと考えております。

これまでも、講師を派遣していただく等、選挙管理委員会とは連携を図ってきておりますが、今後とも、関係機関等の協力を得ながら、各学校での指導の充実が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 選挙管理委員会がさまざまなワークショップを開催しても、そこに参加した若者が社会にどう発信するかが重要であって、その発信するというところとワークショップのあり方について、さらに調査研究していただくことを要望いたします。

また、教育長から主権者教育の話が出ました。平成28年に選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことから、この主権者教育の必要性

が叫ばれるようになり、平成27年から文科省は、主権者教育の推進に力を入れてきたわけですが、選挙権年齢が引き下げられようが、されまいが、この主権者教育は前からずっとしっかり学ばせるべきだったと、個人的には強く思っていますので、これからもさらに力を入れていただくよう要望いたします。

今回の県議選ではありませんが、宮崎市議会議員選挙において、宮崎青年会議所が、市民の政治参画の向上と消費促進による地域活性化を目的に、「宮崎センキョ割」という企画を実施しました。この企画は、100以上の協賛店舗において投票証明書を提示すると、さまざまな特典が受けられるといったものです。こういった取り組みは大変意味のあることだと思いますので、これからも、選挙と何かをマッチングさせることはできないか検討を重ねていただき、投票率アップに努めていただきますよう要望いたします。

県選管は、改正公職選挙法が施行される前の平成27年に、県内全高校生を対象に政治や選挙に関する意識調査を実施しております。

この意識調査の結果を見ますと、「選挙権年齢引き下げに賛成ですか、反対ですか」という問いに対して、賛成が36%、反対が23.1%と、賛成の生徒が多い結果になっているわけですが、「賛成の理由は何ですか」という問いに対して、「18歳はもう十分な判断力があるから」などといった意見があった一方、「反対の理由は何ですか」という問いに対して、「18歳はまだ十分な判断力がないから」などの意見がありました。でも、この問いの共通点は、「判断」という単語であります。

大事なことは、政治に関心を持ち、自分の頭で政治について考え、みずから判断できる若者

をふやすことだと思います。これには、やはり学校教育の中で、小中学校の段階から政治への理解、大切さ等をしっかり学ばせることが大事だと思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員のお話にありましたとおり、主権者教育につきましては、高校生だけでなく、小中学校段階からもしっかりと進めるべきものであると考えております。

また、およそ10年ぶりに改訂されました学習指導要領におきましても、例えば社会科におきまして、自分が選挙権を持つようになったときどう行動すべきかを考えさせるなど、主権者教育を充実させる観点からの見直しが行われております。

今後とも、子供たちが政治を身近なものとして考えることができるよう、主権者としての資質や態度を育む教育の充実にも努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本当に主権者教育が鍵だと思いますので、早い段階からしっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

ここからは、投票環境について質問を進めさせていただきますが、他県では、平成の大合併や人口減少の影響によって投票所を統廃合し、投票所が減少している自治体もあるようですが、本県において、投票所の数は市町村合併前と現在ではどのように変化しているのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 平成30年12月に行われました県知事選挙における投票所の数は、26市町村、746カ所でした。

一方、平成の合併が始まる前の平成15年7月に行われました県知事選挙における投票所の数は、44市町村、806カ所でした。

投票所は、市町村選挙管理委員会が設置主体でありますけれども、投票区における選挙人の人数の減少、いわゆる人口減少などを理由に統廃合が進んだ結果、その数はおよそ15年間で60カ所減少しております。

○野崎幸士議員 もともと地元地域にあった近くの投票所がなくなるということは、人口減少や立会人確保の困難さがあるとはいえ、投票に行く行動の妨げになっていると思います。

特に、高齢者、障がいのある方などの交通弱者にとっては大変だと思われませんが、高齢者、障がいのある方など交通弱者の方々や施設に入所される方への対策はどうなっているのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 県選挙管理委員会では、病院、老人ホーム、介護老人保健施設等のうち、公正な実施の確保や投票の秘密保持など一定の要件を満たした施設につきまして、不在者投票ができる施設として指定をしているところでございます。

現在、県内284カ所の施設で、入所者などが直接投票所に出向かなくても、施設内で投票することが可能となっておるところでございます。

また、市町村選挙管理委員会におきましては、高齢者や障がいのある方など交通弱者の方々投票しやすいように、都城市では、ワゴン車を使った移動式期日前投票所の導入や、西都市を初め2市2町におきましては、投票所までの移動支援の取り組みを行っている事例もございまして。

県選挙管理委員会におきましても、市町村向けの研修会等で先進事例の紹介を行うなど、今後とも、県内における投票環境の向上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 先ほどのワゴン車を使った移

動式期日前投票所や移動支援の取り組みは、一部の地域のみで行われる取り組みですので、市町村選挙管理委員会とも前向きに検討され、全県的にさらに投票環境の充実を進めていただきますようお願いいたします。

さまざまな質問をさせていただきましたが、大事なことは、我々の生活は政治なしでは動かないということ、その政治を託す公職を選ぶ選挙の大事さを浸透させること、さらに言えば、政治がもっと身近に、もっとわかりやすく感じられるような対策を全県的に進めることが重要だと思います。

今回行われた県議選挙では、先ほどから申しますように、投票率が過去最低という残念な結果になりましたが、一方で、県議会過去最多で4人の女性議員が誕生したということで、我々男性にはない女性ならではの目線で御活躍されることを期待いたします。

先ほどの選挙管理委員会が行った意識調査の中身を最後に御紹介いたしますけど、「議員や首長（知事・市町村長）などの政治家に対して、どのようなイメージを抱いていますか？」という11の選択肢から3つ以内で回答する問題がありまして、その回答ですけど、我々政治家について、「どんな活動をしているのかわからない」48.7%、「住民のためにがんばっている」31.6%、何と「信用できない」21.3%、「お金持ちになれる」12.7%、最後は余り言いたくないんですが、「いばっている」11%というような回答状況でございました。しっかり頑張ってまいります。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分開議

○山下博三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、こんにちは。私は、自由民主党児湯郡選挙区の1期生、山下寿でございます。本日は、地元からもたくさんの方々が傍聴においでいただきまして、ありがとうございます。初めての質問で大変緊張していますが、知事ほか執行部の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

さて、5月28日、神奈川県川崎市において、登校中の児童及び児童の父母に、絶対にあってはならない悲惨な事件が発生しました。20人もの方が被害に遭い、2人が死亡、4人が重傷、また、亡くなられた大変有能な外務省職員小山智史さんは、宮崎市の出身だそうです。大変お気の毒で、犯人に大変な憤りを感じます。亡くなられた児童と小山智史さん、また御家族、御親戚の皆様にご心よりお悔やみを申し上げますとともに、御冥福をお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に移らせていただきます。

急速な人口減少が進む中、知事は昨年の知事選において、選挙公約の一丁目一番地に人口減少対策を挙げられ、今回、肉付けの補正予算にも思い切った予算をつけられ、計画を実行しようとしていらっしゃるようです。

人口減少対策には、さまざまな取り組みが必要と思われれます。出産、育児、移住、教育など、国もいろいろと対策をなされているようですが、大都市と宮崎県のような地方都市の間で

も、また県内でも、宮崎市と町村では異なる対策をする必要があると思います。時遅しとも感じますが、今対策に取り組まないと、大変なことになると考えます。

私の住む町、川南町を例に挙げますと、最大2万人いた人口も、現在1万5,423人であります。3年前から出生数は100人を切り、昨年は90人でした。その生まれた子供たちが高校を卒業し、また大学卒業後、川南町に残るのは1割か2割なのです。

県もいろいろと計画されているようですが、この川南町の現状を見ると、専門家の統計では、将来2060年には8,369人と推計されていますが、今の比率で子供たちが県外に流出すると、とても8,369人は保てないのではないのでしょうか、大変心配するところであります。

県内でも児童数が減少し、学校を閉鎖せざるを得ないところがあります。特に町村の山間部であります。学校がなくなると、子供を育てる若い人たちは住めなくなります。そうなりますと、そこは限界集落になります。

そこで、知事にお伺いします。人口減少が、特に町村部を中心に加速していると思いますが、県としてどのように人口減少対策に取り組むのか、お考えをお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

2015年の国勢調査結果を見ますと、人口減少が著しい自治体の中には、65歳以上の人口も減少に転じるようになってきております。このような局面は、今後、どの自治体でも起こってくるものと考えております。

このため、今私たちに求められているのは、

その先を見据えて、持続可能な地域としていくための土台づくりをしていくこと、そのための手だてをしっかりと講じていくことでありまして、総合計画でも人口減少への対応を最重要の課題と位置づけているところであります。

今後、移住・定住の促進や若者の県内定着、合計特殊出生率の向上、交流人口・関係人口の拡大などに向けた施策を展開し、人口減少下にあっても地域の活力が維持されるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今議会には、これらの対策を推進するための新たな基金設置もお願いしているところでありますが、人口減少の状況や課題は地域ごとに異なっておりますので、市町村との連携も十分に図りながら、一体となって人口減少対策を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○山下 寿議員 私も今回の県議選を通じて、いろいろな人や団体と話をしましたが、人が少ないことを痛感いたしました。

この対策でよいということはないと思います。フランスでは、国を挙げていろいろな対策をやり、1世紀がかりで人口減少に歯どめがかかったと書かれておりました。県、国を挙げてさらにいろいろな対策をしていただき、人口減少に歯どめをかけていただきますように、お願いいたします。

私の選挙区児湯郡内には、高鍋町にキヤノン、川南町にくみあいチキンフーズの新工場、都農町には、ミヤチク新工場、また大型のディスカウントストア「トライアル」など、たくさん企業が一度に立地され、大変ありがたいことですが、どの会社も、人を集めるのに大変なようです。地域内で引き抜き合いも始まっているようです。

また一方では、外国人労働にかじを切らなけ

ればならないところもあるようです。企業誘致も大変重要ですが、ただこれだけで人口減少に歯どめがかかるとは思えません。

そこで、人口減少の著しい町村部には地域の特性に応じた対策が必要と考えますが、どのように取り組まれているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 人口減少が著しい町村部におきましては、他の地域に比べて1次産業の従事者の割合が高いことから、人口減少を抑制するためには、特に1次産業の担い手確保が大変重要でございます。

このため、6月補正予算におきましては、移住支援金の対象を1次産業にまで拡大するとともに、農林水産業への就業に対する支援策をお願いしているところでございます。

また、人口減少に伴い、買い物や交通、福祉サービス等の確保が困難となる地域もございますので、地域住民や企業、NPOなど多様な主体が連携・協働しながら、日常生活に必要なサービスや機能の維持、医療・介護、防災などのセーフティーネットを構築し、地域全体の生活を守る仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 今述べられましたとおり、地域住民や企業、行政が連携し、一体となることが大切であると思います。御指導をよろしくお願いたします。

次に、農政水産部長にお伺いします。

宮崎県は、いろいろな農産品目で全国トップクラスの品質、量を有し、すばらしい県だと思います。

9年前に児湯地域で発生した、まだまだ忘れることのできないあの惨事、口蹄疫。私も地域の一人として、一日も早い終息を思い、発生日

から30日間、毎日、埋却の手伝いをいたしました。あの惨事になり大変悔やまれます。

川南町における農家の復興状況は、和牛繁殖牛で102戸の51%、肥育牛で11戸の64.7%、酪農で16戸の66.7%、養豚43戸48.3%、全体で330戸の畜産農家が172戸で52.1%でございます。そして、158戸の農家が廃業しております。子牛の価格は、驚くほどの高値で推移し、豚価も安定しているのですが、なぜ農家戸数がふえないのでしょうか。露地野菜、施設野菜も、農業後継者、新規参入もなかなかふえない。

そこで川南町は、2年前から国、県の指導をいただきながら、ピーマンのトレーニングハウスをつくり、昨年は4名の方が応募され、ことしは5名の方が応募されているようです。新規就農のトレーニングを行い、次に自立をする。自立をするときも行政、農協、部会などが積極的に手伝える。このようなことを考えるとき、今の人たちの新規の投資や就農に対する慎重さは、その本人よりも周り、すなわち親の影響もあるのではないのでしょうか。

私たちの年代は、農家の長男に生まれると、農業を継ぐことが当たり前でした。私も農家の長男として生まれ、今の農業大学の前身であります宮崎県高等営農研修所を卒業しましたが、男女で180名の同級生がいて、9割の人は農業を継いでおります。

しかし、この戦後の高度成長を経験した私たちは、第一次、第二次のオイルショックや、いろいろな農産物の輸入自由化による大幅な価格変動により、経営の不安定など、いろいろ経験しました。私たちの世代の者としては、農業をなかなか推奨できないのではないのでしょうか。

そこで、農業大学校や農業高校と連携して、和牛の繁殖経営であれば、30頭くらいの牛舎

を、施設園芸であれば、その品目に合った施設をつくってあげる。そして、そこを農業大学校などの卒業生が経営する。それを、農協やその地域でリタイアした専門家の人たちにサポートをお願いする。このようなシステムを各町村で始める。私は今、ここまでやってあげる必要があると思います。

そこで、本県における人口減少対策として、農業で人を呼び込むような対策が必要と考えますが、県の取り組みについて農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊蘭正恒君） 農業を基幹産業とする本県におきましては、農業の持続的な発展を支える農業従事者の確保が大変重要であり、農家子弟に加えまして、多様な人材の確保・育成が重要であると認識をいたしております。

このため、新たな人材を呼び込むために、県におきましては、首都圏での独自の就農相談会や、派遣方式で数カ月の就農体験ができる「お試し就農」、さらには、1年間かけて実践的な知識と技術を習得する「みやざき農業実践塾」等により、UIJターン者などが安心して就農できる環境づくりに取り組んでいるところであります。あわせて、各種国庫事業等を使いまして農協等が施設をつくって、それを貸し出すアパート牛舎とか、アパートの園芸施設等も導入して、新規就農者等の支援をしているところでもございます。

また、今議会におきまして、農家子弟等に対して経営開始資金を交付する事業をお願いしているところでありまして、移住支援対策とも連携して、本県農業の将来を担う多様な人材を呼び込めるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 県もいろいろと取り組まれているようですが、先ほど述べましたように、地域には技術のすぐれた人たちがたくさんいらっしゃいますので、地域と一体となり、思い切った対策をお願いいたします。

次に、福祉保健部長にお伺いします。

町村部の少子化の進行が急激に進んでいます。先日、厚生労働省より人口動態統計が出され、「出生率は1.42、3年連続減少、2018年生まれの赤ちゃんの数は、統計開始以来最少となる91万8,397人、2人目の壁は教育費不安、政策見直しが急務」と報道がなされました。また、専門家のコメントに、「若い世代が、子供だけでなく自分自身の老後の問題を含めて、安心した将来設計ができる対策が必要だ」ともありました。

人口減少対策として、子供を産み育てやすい環境づくりが重要であると考えますが、県として今後どう取り組むのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、市町村や関係団体と連携しまして、若者向けに、結婚や子育てのことを自分のこととして考える講座や結婚サポート事業など、出会い・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っているところでございます。

直近の本県における結婚・子育て意識調査におきましては、子育てに関して不安や負担感を感じている県民の方々が6割を超えまして、その理由として、仕事と子育ての両立が難しいとする割合がふえておりますので、職場における子育て支援の強化が必要というふうに考えたところでございます。

このため今回、補正予算でお願いをしております

「子育てに優しい働き方改革応援事業」によりまして、企業等の取り組みを県が支援することで、子育て環境のさらなる向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 宮崎県は、出生率も全国平均より0.3ポイント高いようですが、子供は宝ですから、さらなる対策をお願いいたします。

先日、テレビを見ていましたら、若い人のがんの発症が最近多く、その治療やその病気による大変さについての番組でした。

皆さんも驚かれたと思いますが、ことし2月、競泳女子、池江璃花子選手（18歳）が、血液のがん、白血病であると公表されました。次々と記録を塗りかえ、東京オリンピックでは金メダルを何個とるだろうと、皆さん思っていたと思います。

しかし、先日の報道で、今、軽い運動を再開したとの報道があり、大変喜んでいるところであります。

話は変わりますが、がん治療によって、完治後に子供が産めなくなることがあるそうです。そこで、全国に先駆けて和歌山県では、将来、子供を産み育てる希望を持ってがん治療に取り組むことができるように支援しようと、若年性がん患者の妊孕性温存支援が始まったそうです。まさに少子化対策であると思います。

若年性がん患者の妊孕性温存治療に対する補助制度について、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 妊孕性温存治療でございますけれども、抗がん剤治療や放射線治療などで生殖機能への影響が懸念される前に、将来に備えまして、卵子や精子を保存する治療でございます。子供を持つことを望む若いがん患者にとりまして、希望を与える治療法で

あるとともに、人口減少対策にもつながるものだと考えております。

しかしながら、この治療については、現在、国の補助制度や医療保険の対象外になっておりまして、これまでも全国知事会を通じ、助成の検討について国に要望しているところでございます。

県としましても、助成制度の必要性も含め、子供を持つことを望む若いがん患者の方々へ、どのような形で支援をしていくのがよいか、他の県の事例も踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 和歌山県の補助制度の場合、女性に20万円、男性に3万円のように。ぜひ宮崎県も創設を御検討ください。

次に、教育長に伺います。

私は関係する会社で2つのバイオマス発電所を経営しているところですが、県内には火力発電所が少ないこともあって、小学校、中学校、工業系の高校、南九州大学、宮崎大学、九州大学大学院総合理工学部の生徒など、定期的に見学されることもあります。会社には佐土原高校、宮崎工業高校、日向工業高校の生徒も在職しておるところであります。

そういうこともありまして、平成25年から佐土原高校の2年生をインターン就業体験で毎年受け入れ、昨年までに14名の就業体験をしていただきました。体験の感想文を拝見しますと、大変感動されているようです。

そこで、今回の補正予算に提案されている「職業系高校生と企業をつなぐ人財育成事業」のねらいについて、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） お尋ねの人財育成事業ではありますが、この事業は、職業系高校生が、学校の授業と並行しながら企業等で実習を

行うものでありまして、これまで以上に学校と企業との連携を強化し、より専門的で実践的な教育の充実を図るものであります。

具体的には、生徒が企業に赴き、年10回程度の実習を行ったり、地元企業の技術者等を学校に招き、専門的な実習を実施してもらったりすることで、生徒は、従来の授業だけでは学ぶことができなかった高い専門性や技術を身につけることができます。

さらに、学校と企業の双方向の取り組みを繰り返すことで、地元企業の魅力をより深く知る機会にもなりますことから、将来、県内に定着し、活躍できる人財の育成につながるとともに、地域産業の振興にも寄与するものと考えております。

○山下 寿議員 今、答弁いただきましたとおりであります。生徒たちは、どこにどんな会社があるのか、理解していません。ぜひこのことを広く推進をお願いいたします。

次に、総合政策部長に再度お伺いいたします。

本県は、数多くの山間部を有し、まだ携帯電話の不通箇所が多いようです。

私の選挙区内で昨年あったことですが、住民の方がミツバチの巣を見に行き、谷間に滑落してしまいました。地域住民が発見しましたが、消防に連絡がとれず救助がおくれ、亡くなりました。このような状況を一日も早く解消してほしいものです。

そこで、携帯電話が通じない地域がどれだけ残っているのか、また、その解消に向けた取り組みについてお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では、携帯電話の通じない地域、いわゆる不感地域につきましては、採算性の問題などから事業者単独で

の整備が難しい山間部等におきまして、市町村と連携し、国の補助事業を活用しながら、その解消を図ってきたところでございます。

この結果、携帯電話が1社も使用できない世帯がある地域は、平成30年度末で31地区、世帯数は147となっております。徐々に解消してきているところでございます。

携帯電話の通信網は、県民の安全・安心な暮らしを支える重要なインフラでありますことから、県といたしましては、今後とも市町村と連携しまして、事業者への働きかけを行いながら、不感地域の解消に取り組んでまいります。また、国に対して、市町村や事業者の負担軽減につながる制度の拡充について、引き続き要望してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 さらなる不感地域の解消をお願いいたします。

次に、外国人材受け入れについてお伺いします。

今回、県はいろいろな形で、外国人材受け入れとその対策を計画されているようです。実は私も、10年前から外国人技能実習生を受け入れています。

農林分野においては、若手の人材不足は喫緊の課題であります。国も、ことし4月に法律を改正し、技能実習生から特定技能1号と就労目的へと変わり、耕種農業全般、畜産農業全般と農業分野は壁がなくなりました。期間も通算5年と大変よくなりました。

しかし、問題も山積しています。平成30年末の国内の技能実習生は27万4,233人、そのうち失踪技能実習生は約3.3%の9,052人だそうです。技能実習生の都道府県別の失踪者数は公表されていませんが、技能実習生を含む外国人の行方不明者の件数では、平成30年、県内でも118人お

られるとお聞きしています。

これには、各国の送り出し団体、国内においては受け入れ監理団体に問題があると思います。双方の団体が最低限の日本語教育や日本の風土などの教育をしていけばよいのですが、そうでない監理団体があるようです。

そこで、国内の監理団体数及び県内の監理団体数について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 外国人技能実習生の受け入れや支援等を行う監理団体の許可事務などを取り扱う、国の認可法人であります外国人技能実習機構によりますと、平成31年4月時点におきまして、全国で2,505団体が許可をされております。

また、そのうち、県内に主たる事務所を置く監理団体につきましては、13団体が許可されており、内訳としましては、中小企業事業協同組合が4団体、農業協同組合が2団体、そして漁業協同組合が7団体となっております。

○山下 寿議員 ありがとうございます。

先ほど述べましたように、問題があるようですが、監理団体への調査・指導はどのようになされるか、商工観光労働部長に再度お伺いします。

○商工観光労働部長（井手義哉君） 監理団体への調査・指導につきましては、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づいて、国は監理団体に対し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護のために必要な指導及び助言を行うこととされております。

また、外国人技能実習機構は、監理団体に対し定期的な実地検査を行うこととされており、さらに国においても、監理団体への立入検査が

可能となっております。

なお、昨年7月には、九州・沖縄地域の労働局、出入国在留管理局等の国の出先機関と外国人技能実習機構、県及び県警察本部等を構成員とする「九州・沖縄地域協議会」が設置されておりまして、県としましても、関係機関相互の連携、技能実習制度に係る課題等の情報共有を行うことにより、技能実習制度の適正な運用が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 今後、たくさんの外国人が宮崎県内にも入ってくると思われまます。監理団体の指導の強化をよろしく願いいたします。

次に、農政水産部長にお伺いします。

農業分野の技能実習制度については、年間を通じた研修を実施する必要があることや、施設園芸や果樹、養豚、養鶏など、一つの業種に絞って3年間継続して技能実習に従事することが要件となっています。また、作付や収穫などの繁忙期や夏場の作業のない閑散期がある耕種農業では活用しにくいといった、現場からの声も聞いております。

一方、この4月から開始された新たな在留資格制度、いわゆる「特定技能制度」においては、4カ月とか6カ月とか期間を区切った就労が可能で、就労できる範囲が「耕種農業全般」とか「畜産農業全般」といった区分になっており、施設園芸と果樹、養豚と養鶏という働き方もできるなど、労働力として大変期待しているところです。

また、この制度は、外国人を農家に人材派遣する方法もあると聞いております。前例のない取り組みであり、制度の導入は簡単ではないと思っております。

そこで、特定技能制度における農業分野の派

遣型雇用に係る要件と今後の進め方について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 特定技能制度における派遣型雇用につきましては、農業と漁業の分野に限られており、御質問のありました農業分野につきましては、派遣事業者と受け入れ農家、それぞれに要件が設定されております。

具体的には、派遣事業者につきましては、農業協同組合連合会やその出資による事業者等で、労働者派遣法の許可を受ける必要がございます。また、受け入れ農家につきましては、過去5年以内に、労働者を少なくとも6カ月以上継続して雇用した経験がある者等となっております。

この制度の詳細については、まだ明らかになっていない部分もございますので、県といたしましては、情報収集にしっかり努め、特定技能外国人の活用のあり方について、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 このことは、農家にとって大変ありがたいことです。今までの法律でできなかったことでした。この特定技能制度を成功させ普及拡大していただけると、人手不足の解消につながると思いますので、ぜひ実現させてください。

次に、再度、農政水産部長にお聞きするのですが、この質問は知事にもよく聞いていただきたい質問なんです。川北南農免農道につながる農道整備についてお伺いします。

この農免農道は、平成4年度、事業採択を受け、全長1,475メートル、幅員7メートル、車道5.5メートル、橋梁61メートルで、県道都農綾線から川南町の町道につながる大変利用度の高い道路として事業採択をされたものでありま

す。平成6年度に都農町側から着工し、名貫川の橋梁は順調に完了しましたが、川南町側の一部の用地交渉が難航し、平成12年度に事業の計画変更を行い、平成13年度に事業を完了したわけです。

その後、平成21年には、児湯郡内外の農産物を一手に引き受ける大規模なJA尾鈴総合選果場が建設され、また平成24年には、東九州自動車道都農—高鍋間も開通したことから、農免農道と選果場を結ぶ農道の整備が改めて重要になったところであります。

このため、平成24年、私が川南町議会議長のときに、宮崎県北部地域町村議会議長連絡協議会から知事へ要望書を提出し、一方、地元町議会では平成27年12月、28年6月、29年9月と3回の一般質問がなされ、平成30年4月に、地権者も含め、鍛冶の別府振興班から町長宛てに要望書が上げられ、それを受けて平成30年9月、川南町から県へ要望したところであります。

この道路が完成すると、国道10号の西側に位置し、代替道路としても機能し、株式会社児湯食鳥、宮崎県農協果汁株式会社、大規模なJA尾鈴総合選果場などの物流が短時間で都農インターにつながり、宮崎の新鮮な野菜、農産物の物流に貢献するものと確信しています。

そこで、川北南農免農道につながる新たな農道整備の計画について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 川北南農免農道は、平成4年度に着手し、御質問にありましたとおり、一部区間の計画変更を行い、平成13年度に事業が終了したところでございます。

その後、県央の物流拠点となるJA尾鈴総合選果場の建設や東九州自動車道の開通など、情勢が変化してきており、川北南農免農道につな

がる新たな農道の整備について、川南町から昨年、要望が出されております。

本県におきます農道整備につきましては、国の公共事業予算の大幅な削減などにより、これまで継続路線に重点化して取り組んでまいりましたが、それらの完成のめどが立ったことや、国の予算が回復してきたこと等を考慮し、現在、新たな農道についても、事業化の検討を進めていくことといたしております。

御質問のありました、新たな農道の事業化につきましても、今後、川南町と連携し、事業効果や国の予算の動向などをしっかり見据えながら、検討してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 本来ならば平成13年に完了すべきところを、地権者との話し合いができなかったことについては、地元としては謝るべきところであります。平成4年に採択していただきましたように、また先ほど述べましたとおり、知事、この道路は大変利便性の高い道路です。国土強靱化にもつながりますので、格段の御配慮をお願いいたします。

次に、昨年、本県に甚大な被害をもたらした台風24号、25号についてであります。

昨年9月29日から30日にかけて本県に接近した台風24号、さらにその翌週10月4日から6日にかけて、24号の後を追うように本県に接近した台風25号は、道路のり面からの土砂や、その影響を受けた電柱の転倒や倒木により、県内の多くの道路が通行できなくなったと聞いております。

そこで、県管理の道路で、昨年の台風24号、25号により、現在も通行どめなど通行規制となっている箇所はどれくらいあるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 昨年の台

風24号、25号では、斜面の崩壊や倒木などにより、県管理道路において、ピーク時には73路線101カ所が全面通行どめとなりました。

これらの箇所への通行再開に向けて取り組みを進めておりますが、現在、全面通行どめが、県道木城高鍋線など4路線4カ所、片側交互通行が、県道都農綾線など8路線10カ所となっております。

○山下 寿議員 今の答弁でもあったように、当時はかなりの被害があったわけですが、特に児湯郡管内がひどかったように感じておりません。

既に梅雨の時期に入り、台風シーズンが目の前に迫っております。私がいる児湯郡内でも、重要な道路が長期間にわたり規制がかかり、生活に影響が出るなど、地域住民からもいろいろと苦情が寄せられています。これからの雨風の影響で、現在の被害箇所の部分を巻き込み、さらなる被害を起こす可能性も高いと思っております。

このような中、一刻も早い復旧が望まれますが、現在、児湯郡内で2カ所が全面通行どめとなっておりますが、通行開放のめどについて県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 児湯郡内の全面通行どめ箇所につきましては、いずれも斜面崩壊により道路が被災したものであります。

このうち、県道木城高鍋線の高鍋町家床におきましては、現在、県の治山事業でのり面工事が行われており、8月上旬には通行の安全が確保できることから、片側交互により開放の見込みです。その後、道路の復旧工事に着手することとしており、9月末の全面開放を予定しております。

また、県道石河内高城高鍋線の木城町石河内

におきましては、被災箇所が国有林内であるため、森林管理署が7月に発注を予定しているのり面工事の完了後に、速やかに道路の復旧工事に着手することとしております。

引き続き関係機関と連携しながら、一日も早い通行開放に向けて、全力で取り組んでまいります。

○山下 寿議員 この2つの道路は、児湯郡内におきましても大変交通量の多い道路ですので、一日も早い復旧を要望いたします。

次に、環境森林部長に2問お伺いします。

同じく昨年度の台風24、25号で、たくさんの山林や林道に被害が出ているようですが、林道の災害状況についてお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 昨年度の台風24号、25号によります県内の林道の災害は、56路線83カ所で発生しまして、管理者であります市町村において復旧工事に取り組んでいるところであります。

このうち、ことしの5月までに完成したものが17カ所、現在工事中のものが60カ所、そして今後発注予定のものが6カ所となっております。

○山下 寿議員 たくさんの被害が出ているようですが、町村だけでは大変ですので、県の適切な指導助言をお願いしておきます。

次に、県や林業公社との立木売り払い契約についてお尋ねします。

立木売り払いにおいて搬出に必要な道路が被災した場合の搬出期間の取り扱いについて、お尋ねいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県及び林業公社の立木売り払い契約におきましては、原則、契約物件を引き渡した日から3年以内としております。

しかしながら、台風等により搬出に必要な道路が被災するなど、不可抗力により搬出できない期間が生じた場合は、契約者の申し出により、金銭的な条件を付すことなく、その期間を延長することができることとなっております。

なお、不可抗力として認められない場合にも延長することはできますが、この場合は、延長する期間の日数に応じて計算した額を納付していただくこととなっております。

○山下 寿議員 次に、県土整備部長にお伺いします。

中山間地域における道路整備について県土整備部長にお伺いするわけですが、私は県道東郷西都線をよく利用しますが、整備が進むにつれて走りやすくなっております。さらに現在、木城町の中之又地区において整備を行っていただいております。大変ありがたく思っております。

しかし、国道219号などに比べると、まだまだ整備が必要な箇所が残っております。道路整備は地域経済の活性化に大きく寄与しますので、国道219号までとは言いませんが、引き続き道路整備をお願いしたいと思っております。

そこで、県道東郷西都線の整備状況についてお伺いします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 県道東郷西都線は、日向市東郷町から木城町を経て西都市を結び、沿線住民の生活を支えるとともに緊急輸送道路にも指定されるなど、重要な路線であります。

このため、これまでに日向市東郷町の矢櫃工区や木城町の戸崎工区などにおいて計画的に整備を進めてきたところであり、延長約39キロメートルのうち約21キロメートルが改良済みとなっております。

現在、木城町中之又地区の延長約1.8キロメートルを松尾工区として2車線での整備を進めており、昨年度までに約270メートルを供用したところです。

また、今年度からは、松尾ダム付近の特に線形や見通しの悪い箇所の解消を図るため、松尾ダム工区として新規事業に着手したところであり、測量や設計を進めることとしております。

引き続き、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期整備を図ってまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 知事、今お話がありましたように、この道路は緊急輸送道路の指定道路であり、さらにこの地域は、たくさんの林産物があり、出荷の時期も来ております。大型車での輸送が必要なわけですが、大型車が通行するのに危険なところもあり、一日も早い整備をお願いいたします。

県土整備部長に再度お伺いします。

県道東郷西都線などの中山間地域における国県道は、地域の生活を支えるとともに、産業や観光振興を図る上で重要な社会インフラであります。また、全国各地で甚大な災害が毎年のように発生する中、安全・安心な道路の確保が必要となっております。

そこで、中山間地域の生活を支える国県道の整備についてどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 中山間地域における国県道につきましては、住民の日常生活を支えるとともに、林業などの産業振興、さらには地域における救急医療や災害時の救援活動などを支える命の道ともなることから、果たすべき役割は大変重要と考えております。

このため、本県におきましては、国道219号な

どの地域間を結ぶ幹線道路や、東郷西都線などの緊急輸送道路について抜本的な整備を行うとともに、地域の実情に応じた交通機能を早期に確保するため、地形が険しい山間部を通過する県道においては、1.5車線の道路整備手法を取り入れるなど、工夫しながら整備に取り組んでいるところであります。

今後とも、安全で安心して暮らせる県土づくりに向け、予算確保に努めるとともに、中山間地域の道路整備が着実に進むよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 しっかり取り組んでいただくことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○山下博三副議長 次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) お疲れさまです。改選後初の一般質問となります。私も4度目の当選をさせていただきました。初心を忘れることなく、県民の声をまたこの議会で届けてまいりたいと思います。きょうもお疲れかと思いますが、最後まで傍聴をどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日は傍聴に日向のほうからも来ていただいております。毎回、本当にありがとうございます。

まず、知事の政治姿勢について質問をいたします。空のアクセス向上についてであります。

現在、九州の国際拠点空港としての役割を担う福岡空港は、ターミナル改修とともに滑走路の増設を行っています。同時に空港民営化に取り組む、新たな事業拡大に着手し始めました。

福岡空港は国の混雑空港に指定されており、1時間当たり35回に発着が制限されています。既にそのほとんどが埋まっている状況にあり、平成29年には17.1万回の発着があり、これまで

年々増加してまいりました。令和7年に滑走路が増設されれば、18.8万回以上へとふやすことが可能だそうですが、まだ年数がかかります。

報道によりますと、「今月5日、九州知事会と経済団体でつくる九州地域戦略会議にて、九州を訪れる外国人をふやすために、玄関口となる各県の空港の連携を目指すことで一致した」とのことでありました。九州を周遊するインバウンド需要をさらにふやすために、空港間の連携を強化していくということでしょうが、本県の場合、新幹線や高速道路網のインフラ整備のおくれや、そもそも他県との移動時間もかかるために、インバウンド客を伸ばしていくための空路の活用は、本県の観光客や交通アクセスを向上させていくためには必要不可欠であります。

この地域戦略会議には知事も出席されたようであります。その方針を踏まえ、今後の本県の空路活用の取り組みや知事のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

以降、質問者席にて質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

九州各県の空港連携につきましては、福岡空港が飽和状態であることや、国際線のイン・アウトを福岡空港と九州内の別の空港で行うことで観光客の周遊につなげていきたいとの趣旨から、九州経済連合会の麻生会長より提案があったところであります。私も、観光というのはそれぞれの県だけで完結するものではない、周遊というものが求められている、空港の連携また各県としっかりと力を合わせていくことが大変重要であるという思いで賛同したところであります。

宮崎空港につきましては、国内外の路線の充実により、利用者数が回復傾向にあるところですが、当面の目標としまして、令和4年度の利用者数を過去最高の350万人と掲げ、本県の国内外の経済・観光・文化交流のゲートウェイとして、より一層の発展を目指してまいりたいと考えております。

そのためには、既存路線の維持・充実や新規路線の開拓に積極的に取り組む必要がありますので、九州地域戦略会議の中で、本県への新規路線誘致やインバウンド増加につながるよう、しっかりと議論してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 空港の民営化によりまして、福岡国際空港株式会社を運営する福岡エアポートホールディングスは、西鉄やチャンギ国際空港などが参加し、鉄道バス事業や海外航空路線拡大のために強い企業が参加しています。福岡空港を運営するこの会社のマスタープランを見ますと、宮崎市や延岡市、高千穂町から福岡空港へのアクセスを強化して、空港バスを新規で拡充していくというような文言もありました。また、お隣の熊本空港も民営化を進めており、これらの空港は、これまでと違った営業拡大戦略を練ってくると考えております。しっかりとこれらの空港と連携するのも大事ですが、宮崎空港が埋没していかないように、ぜひとも知事にはお願いを申し上げたいと思っております。

次に、県有財産について伺います。県有財産のあり方として、職員住宅、いわゆる官舎について質問をいたします。

市民の方からの連絡がありまして、日向市内の公務員住宅を見に行きました。場所は、なかなかの一等地ではありますが、そのほとんどが空室となっており、その住宅がある地域の住民か

らは「不気味だ」と苦情があり、また市民感情からも、「もったいない」「民間に開放すべきだ」との意見が出されております。このような住宅は県内各地に存在すると思います。2月議会では太田議員の質問にもありましたが、もっと早急に対応していくべきと考えます。

一方で、道路整備や交通機関の活用による遠距離通勤、また働き方改革や子育て支援などの観点から、自宅から通勤する職員もふえており、今後も官舎を利用する職員は減っていくのではないかと思います。

官舎を縮小し、民間アパートの活用などに変えていくことで、県民の不満を解消し、また県有財産を再活用できるのではないかと思います。職員宿舎また教員宿舎の現状と今後の対策について、総務部長また教育長にそれぞれ伺います。

○総務部長（武田宗仁君） 知事部局が所管する職員宿舎の入居率は、平成29年度末で約65%であります。議員からも今お話がありましたとおり、通勤圏の拡大、民間借家の充実などによって年々減少傾向にあり、一部の宿舎で空き室が多くなっております。

このため、「宮崎県公共施設等総合管理計画」に基づき、令和2年度末までに策定予定の個別施設計画において、入居率が低く、今後も利用が見込まれない宿舎につきましては、可能な限り早期に売却などの処分を行ってまいりたいと考えております。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会が所管しております教職員住宅の入居率は、平成29年度末で約60%となっております。知事部局と同様に減少傾向にあります。そのため、一定期間入居率が低下している住宅について、学校と協議を行い、改善が見込めないと判断されたも

のについては、計画的に処分しているところがあります。

今後は、教育委員会におきましても、個別施設計画に基づき、教職員住宅の適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 続きまして、宮崎県東京ビルについて質問をいたします。

このビルには、職員宿舎や男子のみの学生寮、企業に貸し出すスペース等があります。

宮崎県東京ビルの建てかえについては、平成28年11月議会において私が、築44年——今現在は47年に当たりますが——学生寮の入居率も下がっている状況、また東京オリンピック開催効果で都心の地価が上がっている状況を踏まえ、豊島区の区役所がPFI方式によりほとんど元手をかけずに区役所を新築にした事例を挙げて説明をいたしました。それからこの東京ビルの動向には注視しておりましたが、依然、検討中が続き、やきもきしております。

オリンピック効果で都市部の地価が高騰する中、東京の一等地でありながら、現在、建蔽率も有効活用されておらず、また一方で、設備が古くなり、男子しか入居できない相部屋の学生寮の学生からは不満の声も聞かれます。

私としては、この状態を3年も放置しておくことは考えられないのですが、県の検討結果はどうなっているのか、また、いつ方針を決定するのかを総務部長に伺います。

○総務部長（武田宗仁君） 東京ビルにつきましては、これまで必要な改修工事などを実施しておりまして、当分の間は引き続き利用が可能な状況にありますが、老朽化を初めとするさまざまな課題を抱えております。

このため、平成28年度から29年度にかけて現状と課題の整理を行い、昨年度は、民間事業者

から建てかえとした場合の意見や提案を直接聞く「サウンディング」に参加したところであります。

今後、学生寮を利用する関係者やその他の施設利用者などに対するアンケート調査等を実施し、意見を聞くとともに、想定される機能、規模や規格、整備手法、整備スケジュール等について詳細な検討を進めていくこととしております。

これらを踏まえまして、令和2年度末までに策定予定の個別施設計画に合わせて、東京ビルの方向性を示してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 これらの不動産というのは、放置していくことで、得られるべき利益を得られないという損失があることを、もっと知事、執行部は考えるべきではないかと思えます。

話は違いますが、防災庁舎を建てるとき、また病院局における県病院の建てかえなどは、県議会のいろんな意見に対して速やかに対応して、その着工に向けて動き出したように思いますが、なかなか目の届かない東京ビルや、各市町村にある官舎に対しては、非常に対応が遅いように感じます。

知事はどのように考えているのか、知事にも伺ってみたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 県有財産につきましては、財政状況を初め、施設等の目的や用途、利用状況などを総合的に勘案しながら、活用していく必要があると考えております。

このため、まずは、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき策定します個別施設計画におきまして、その活用等の方向性をしっかり出していくとともに、早期に対応が可能なものにつきましては、速やかに処分や活用を検討してまい

りたいと考えております。

○西村 賢議員 知事の思いもわかるんですが、毎回速やかにというのが……。民間の感覚だと1年とか、長くて2年なんですけど、もう3年、この問題にはかかっております。ぜひもう少しスピードを上げていただくように……。この東京ビルだけじゃなく、官舎の問題も先ほどありましたが、しっかりと早目、早目で見直していかないと、非常にもったいないことでもありますので、ぜひこれからを注視してまいりたいと思います。

次に、ひきこもり問題について伺いたしたいと思います。

これまでも、80代の親がひきこもりの50代の子の面倒を見る8050問題について質問してきました。いろんな報道でこの8050問題を聞くことがふえてまいりました。時には7040とも言われるようにもなりました。

残念ながら先日も、バスを待つ児童らを殺傷した事件や40代のひきこもりの息子を親が刺殺するという、2つのひきこもりが絡んだ痛ましい事件がありました。これらは極端な事件ではありますが、ひきこもりに対するイメージを相当悪くしてしまったと思います。家族にひきこもりの方がいて悩んでいるケースはたくさんあります。

ことしの3月に発表されました内閣府のひきこもり調査におきましては、40歳から64歳のひきこもりの方が全国で61万3,000人いるとの推計値が公表されました。また、本県の民生委員の方々が行った調査においては、15歳から65歳までで601人のひきこもりの方が確認されたとのこと。調査方法が違うので比較は難しいかもしれませんが、本県の調査はよりリアルであると思いますし、これが最低限の数字ではないか

なと思います。しかし、国の40歳以上のひきこもりの調査結果がその100分の1だとしても、県内にも6,000人程度がいる可能性があり、その乖離はどうかと思います。

ここではまず、本県が実施したひきこもり調査の結果をどのように受けとめているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、議員御指摘のとおり、地域の実情に通じた民生委員・児童委員が把握しているという形で調査をいたしたところでございます。

その結果、把握していた該当者の数は601人で、その傾向としては、ひきこもりの期間は10年以上が最も多く、年代別では、多い順に40歳代、50歳代、30歳代となっております。

また、ひきこもりに至った経緯についてでございますけれども、離職や病気、不登校などが多く、必要な支援策としては、医療支援や身近な相談窓口の設置、PRなどであることがわかったところでございます。

こうしたことを受けとめまして、今後とも、医療、福祉、雇用など幅広い分野と連携を図りながら、ひきこもりの方が社会とのつながりを回復できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○西村 賢議員 市民から御家族のひきこもりの相談をいただきました。その際、県のひきこもり地域支援センターを紹介したところ、「対応が非常に親切であった」と、お礼の連絡までいただきました。

県民の相談に寄り添ってくれることは、とてもありがたいことですが、ひきこもりの解決につながっていかねばならないと思います。県のひきこもり地域支援センターの相談件数の状況と、ひきこもりの方の就職対策について伺いま

す。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では平成29年度から、ひきこもりに関する相談機関を、県の精神保健福祉センター内に設置している「ひきこもり地域支援センター」に一本化しまして、電話相談から面接、訪問まで、専門のコーディネーターが一貫して支援する体制にしたところです。その相談件数につきましては、平成29年度が848件、平成30年度が792件でありました。

このセンターでは、相談者の状況に応じて、きめ細やかな支援を行っておりまして、その中で就労支援が必要な方には、就労支援機関やハローワークに同行するといった支援も行っておりまして、最終的に一般企業への就労につながったケースもございました。

今後とも、関係機関と連携しながら、より多くのひきこもりの方々が社会とのつながりを回復できるよう取り組んでまいります。

○西村 賢議員 先日発表されました政府の骨太の方針の中で、就職氷河期世代の支援を国が打ち出していただきました。この世代については、3年間で正規雇用を30万人ふやす集中支援計画が発表され、期待したいところでありませう。

この就職氷河期に当たる30代から40代は、私も同世代に当たり、同級生や後輩を含め、大学や高校の卒業時には非常に就職に苦労し、非正規雇用で何とか生活し、結果、安定した生活が描けずに結婚できず、この世代は今度は老後を考えていかなければならない世代でもあります。

議会でもこの世代についての支援を何度も訴えましたが、若い世代の具体的な支援はなかなか難しいところもありました。この世代こそ、

社会に出てからのさまざまな挫折、また社会に出る前の挫折からひきこもりが多いことは、先ほどの調査からも事実であります。

この国の方針も踏まえて、県もひきこもり対策にさらに取り組んでいただくように要望いたします。

次に、見守り応援隊について伺います。

ことしの選挙で市内をくまなく回ったところ、これまで以上に独居高齢者の方がふえた印象を得ました。特に女性の場合は、炊事、洗濯など自分一人でできるものですから、高齢になっても身の回りのことができってしまうことがあります。しかし、それでもやはり近隣の方々の手助けは必要となってまいりますし、行政や民生委員、また消防団の方々のサポートも必要ですが、限界もあります。

新興住宅地においては地域のコミュニティーも希薄になってきており、互いの家族構成もわからない家庭もふえているところでありまして、残念ながら、孤独死と呼ばれる不審死の数もふえてきているのが現状であります。

その中で、県は見守り応援隊事業を行い、県民全体でフォローしていこうという事業を展開しております。その意義は年々高まっていると思いますが、現在の応援隊の状況について伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員のお話にもありましたように、ひとり暮らしの高齢者などの見守りにつきましては、民生委員等による取り組みだけでは限界があるところがございます。県では、生活に密着した事業者との間で協定を締結しまして、訪問先で異変を察知した場合に市町村等に通報する「みやぎき地域見守り応援隊」の取り組みを推進しているところがございます。

現在、電気・ガス・宅配サービスなどの21の事業者に参加していただいております。平成31年3月までの約5年間に、病気やけがなどで倒れているところを発見し消防へ通報したケースを含む141件の報告がありました。地域での見守りに対する貢献について、感謝の声をいただいております。

今後とも、事業者の意見交換の場を設けたり、新たな事業者の参加を呼びかけるなど、この取り組みを推進してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 次に、障がい者の雇用促進について伺います。

昨年の官公庁で発覚した障がい者雇用の水増し問題は記憶に新しいところでありますが、障がい者の方々にとって働く環境づくりは社会参加していく上でも重要であり、また企業側のニーズも増しているところであります。

昨年4月より、法定雇用率が民間企業は2.0から2.2へと、国・地方公共団体は2.3から2.5へと、教育委員会は2.2から2.4へと引き上げられております。

現在の県の機関の状況、また県内企業の状況、そして雇用率を上げていく取り組みについて、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 宮崎労働局によりますと、平成30年6月1日現在の県の機関の雇用状況は、知事部局、企業局、教育委員会は法定雇用率を達成したものの、病院局、警察本部は未達成となっている状況でございます。また、民間企業では雇用率達成企業の割合が63.6%で全国3位となっております。

障がい者の雇用促進を図るためには、相談支援体制の充実ですとか、企業等に対する普及啓発の強化が大変重要であると思っております。

このため県では、身近な総合相談窓口として県内7カ所に設置しております「障害者就業・生活支援センター」での就労・生活面に関する相談対応を初め、職場開拓や職場定着支援等のほか、企業等に対する普及啓発として、知事による障がい者雇用優良事業所の表彰や企業向けセミナー等に積極的に取り組んでいるところでございます。

○西村 賢議員 病院局と警察が未達成ということですので、ぜひここは達成できるようにお願いしたいと思いますし、また県内企業においても全国3位ということで、非常に優秀であります。また63%、しっかりとこの数字が積み上がっていきけるような支援をお願いしたいと思います。

先日、福岡県にある就労移行支援事業所に、本県の事業者と調査に行きました。

福岡県はテレワークを活用した障がい者雇用に積極的です。テレ（離れた）ワーク（仕事）という意味で、在宅で仕事を行うということですが、障がい者にとって、通勤の不安がないことは大きなメリットでもあります。企業側も障がい者の雇用につながり、在庫管理や経理、データ整理などテレワークでも可能な仕事は多くあり、企業ニーズも高まっています。

しかし、障がい者もいきなりの就職は難しい現状もあり、企業側も障がい者の就労支援まで手が回らない現実があります。

そこで、福岡県では障がい者の就労移行にテレワークを認め、ネット上の架空オフィスに自宅のパソコンからチェックインすれば仕事開始とみなし、そこで就職に向けたパソコンの使い方や働き方などの指導や支援を一定期間することで、スムーズに就職ができるような実績も上げています。

本来の「通所」という概念が障がい者の就職の機会を奪っており、最も働きやすいテレワークの拡大を図っていくことが重要だと思いますが、通所が必要な就労移行支援事業所について、通所が難しい在宅者を利用対象とする場合の要件は何かを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘の就労移行支援事業につきましては、通所を基本とした障がい福祉サービスとなっております。

通所が難しい在宅者が利用する場合には、まずは、サービス支給決定を行う市町村が、利用者の通所が困難で在宅による支援がやむを得ないと判断することがございます。その上で国が定めた要件も満たす必要があります。

その要件としましては、週1回、事業所職員による訪問または利用者による通所により評価等を行うこと、1日に2回、連絡、助言または進捗状況の確認等を行うこと、緊急時の対応ができること等、7つの項目が定められているところでございます。

○西村 賢議員 障がい者の在宅就労を支援するために、県はどのように取り組んでいるのかを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 通勤や通所が困難な障がい者の方に対しましては、在宅での就労を支援することは、障がい者の自立にとって大変重要であると考えておりまして、県では、「障がい者在宅就労支援事業」等に取り組んでいるところでございます。

この事業につきましては、障がい者が、ホームページの作成や情報セキュリティ技術の習得など在宅就労に必要なスキルをインターネット等を利用して自宅で学んでいただくものでございまして、障がい者の在宅就労支援団体として国に登録された事業所に委託して実施してお

ります。

事業を開始した平成16年度からこれまで169名の方が受講をされておりまして、そのうち在宅で就労した方が19名いらっしゃいます。これらの方を含め、32名の方の就職が実現しているという状況です。

○西村 賢議員 先ほど申し上げたとおり、福岡県では、障がいを持つ方のテレワークの検討会議が始まっております。

しかし、本県のように障がい者の通勤が不便な地域を多く抱える県こそ、テレワークを普及拡大すべきだと考えますが、宮崎県では検討会設置の予定があるのかを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御紹介いただいた福岡県では、テレワークによる障がい者雇用の促進を図るために、企業や障がい者支援事業所、行政機関等で構成する検討会議を設置しまして、普及拡大に向けた検討を行っていると同っております。

障がい者の通勤が不便な地域を抱える本県におきましては、在宅就労を希望する障がい者にとって、テレワークはその可能性を広げるものであるということで、重要であると考えております。

このため、まずは宮崎労働局等とも連携しながら、障がい者雇用に関心のある企業等に対しまして、鋭意テレワークの活用について情報提供を行っているところです。

また、県がこれまで実施してきた在宅就業支援事業について、その成果や課題を検証したいと考えておりまして、他県の取り組みも参考にしながら、テレワークを含め、障がい者の在宅就労を促進する方策について検討してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 宮崎県の場合は非常に県土も

広いし、障がいを抱える方が通勤していくというのは非常に難しい問題もあります。ぜひこのテレワークを有効に使って、新しい形で支援を導入できるように、先ほど申し上げた検討委員会のようなものができればいいなと思っておりますが、ぜひとも県は、これからの支援のニーズや企業のニーズに応えられるような体制を進めていっていただきたいと要望しておきます。

次に、食の安全について幾つか質問をしたいと思っております。

まず、シイタケについて質問をいたします。

本県のシイタケ生産は、乾シイタケで全国2位の400トン、生シイタケが全国7位で2,800トンと、全国屈指のシイタケ生産地であります。

しかし今、中国産菌床を初めとする輸入菌床の増加は、原木栽培を得意とする本県のシイタケ農家にとっては大きな不安材料となっております。

菌床の輸入は、平成19年時は2,093トンだったものが、平成30年には2万1,583トンと激増して、輸入量も過去最高となっております。これらから推計をすると、生シイタケでは7,000トンに相当し、全国1位の徳島県の8,150トンに迫り、乾シイタケに換算すると1,000トン程度に相当し、全国1位の大分県の生産量に匹敵いたします。

危惧される理由は、その価格や輸入量だけでなく、中国産菌床を輸入し、国内で栽培しても、それを収穫した場所が生産地となる食品表示法によって国産シイタケとなるためであります。もう少し詳しく言いますと、中国国内で菌床に駒を打ち込んで日本に輸入した後に刈り取ったシイタケも、国産になるということになります。

輸入の増加は貿易統計から判断できるもの

の、本県にどのくらいその量が入ってきているのか、シイタケの生産量全体にどのような影響があるのか、はかり知れません。何より、製品が国内を流通する際には国産として流通してしまうので、非常に危惧しております。本県も含め、輸入菌床を使ったシイタケ生産の現状について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員御指摘のとおり、財務省貿易統計によりますと、シイタケを生産する菌床の輸入量は年々増加いたしております。これに伴いまして、輸入菌床から生産されるシイタケも増加が見込まれまして、平成30年には国内で約7,000トンが生産されたと推計されているところであります。

県内での輸入菌床を使ったシイタケの生産事例につきましては、種菌メーカーなど関係者への聞き取りの結果、現時点では確認できておりません。

○西村 賢議員 輸入菌床のほとんどは生シイタケで利用されると考えますが、何割かは乾シイタケとして生産されるとも言われています。菌床シイタケでつくられた乾シイタケは虫やごみが混入しにくいことから、学校給食に多く利用されているのではないかと伺っています。

輸入菌床のほぼ100%が中国産であります。中国は広葉樹が豊富ではなく伐採にも制限があり、菌床の原料になるおがくずの成分にも何が含まれているのか不安があります。中国産菌床の安全性はどうか、輸入菌床の安全性について法的な確認がされているのかを伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 食品等を輸入する場合は、その安全性確保の観点から、食品衛生法に基づき、輸入者に対して輸入届け出の義務が課されておりまして、国の検疫所が関係書類を審査することとなっております。

しかしながら、国に確認いたしましたところ、菌床につきましては食品に該当しないため、法律の対象外となるとの回答があったところであります。

○西村 賢議員 非常に危惧される現状だと思えますが、国産原木、国内菌床、輸入菌床を比較し、専門の方に生産原価を試算していただきました。これは公的なものではありませんので、参考程度で聞いていただければと思えますが、生シイタケ1キロ当たりの生産原価は、国産原木540円、国産菌床330円から360円、その国内生産と比較し、中国産菌床では180円程度ではないかと言われております。

この影響かわかりませんが、本県の原木シイタケの価格は下落傾向となっており、厳しい状態が続いています。先ほど述べたように、これだけ生産原価が違えば、中国産菌床などの影響もあるかと疑ってしまいます。

原木シイタケは山間地における貴重な産業であるため、価格低迷は大きな問題であります。山間地の人口減少対策や産業を守っていくためにも、安定した原木シイタケの生産拡大が必要であると考えますが、振興策について環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 本県は、乾シイタケ生産量が全国第2位であるなど、国内有数のシイタケ産地であります。生産者の減少・高齢化や価格の下落、消費低迷などによりまして、経営環境は大変厳しい状況にあります。

このため県では、シイタケ乾燥機など生産施設等の整備を支援するとともに、県内外でプロモーション活動を実施しまして、新たな販路開拓やさらなる消費拡大に取り組んでいるところであります。

また、今年度から新規担い手対策として、原

木シイタケ生産の基礎研修に取り組むことといたしておりますが、加えて、今議会に補正予算としてお願いしております「山村地域を支える特用林産業新規就業者支援事業」によりまして、生産技術習得のための研修期間中に給付金を支給することといたしております。

今後とも、市町村等と連携を図りながら、シイタケ振興策にしっかりと取り組んでまいります。

○西村 賢議員 今、質や味は圧倒的に原木シイタケが上だと言われますが、先ほど申し上げたような生産原価、そして菌床栽培は3カ月程度、原木の場合は10カ月程度、生育にかかります。原価や手間に差があれば、競争をしていくのは本当に厳しいことだと思います。

本県の重要な特用林産物であるシイタケが、安全性も不明確なシイタケとの競争を強いられる今の状況もどうかと思いますが、これからは厳しい状況がこのままでは続いていくのではないかと予想できます。万が一、輸入菌床によるシイタケから残留農薬や有害物質が検出された際は、国産シイタケ全体に影響が出てくる問題であります。ぜひ知事、執行部におかれましては、食の安全のためにも政府関係機関に、この国内シイタケという名称についても、また中国産菌床の安全性についても訴えていただきますようお願いをしたいと思います。

続きまして、鶏肉について伺います。

今、鶏肉の年間1人当たりの消費量が增大しています。健康ブームやコンビニチキンの影響もあり、安価でおいしい鶏肉は、平成29年には1人当たりの消費量が13.4キロ、平成元年の9.6キロ、昭和50年の5.3キロと比べても格段に伸びています。

それに伴い、生産量、輸入量ともにふえてき

ており、国内生産量は約160万トン、輸入量は91万トンとなってきました。本県の経済連も、その需要増の対策に、加工施設を集約化して生産量増加に向けて動いています。

一方で、報道によれば、鶏肉の市場価格が現在低下傾向にあるとのことで、これも輸入増加の影響もあるのかなと思います。今後も、為替や外交交渉の内容いかんによっても変わりますが、輸入自体はふえていくことが予想されております。

日向市においても、農村地域でしっかりと後継者が育ち、経済的にも安定した生活をされている農家の多くは、ブロイラーや牛などの畜産を主にされています。経済のグローバル化が推進される中で、農産物はこれからは厳しい競争をしていかねばなりません。行政として、国産農産物の安心・安全を訴えていくことはもちろんであります。競争にさらされる農家へのサポートも行うべきであります。

鶏肉の需要が高まり、海外からの輸入が増加している中で、県内ブロイラー産業の競争力を高める必要があると考えますが、県の考えを農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊園正恒君） 本県のブロイラーは全国1位の飼養羽数を誇り、関連産業も多く、地域経済を牽引する裾野の広い産業として重要な位置づけにあります。

このため、県といたしましては、畜産クラスター事業の活用等により、農場の環境改善や衛生対策の取り組みを支援し、生産性や収益性の高いブロイラー経営体の育成を進めているところでございます。

また、県内全ての大型食鳥処理場においてはHACCPが導入されており、加えて現在、最新鋭の機器を導入した、より衛生レベルの高い

食鳥処理場が整備されているところでございます。

これらの取り組みは、輸入品との差別化の観点からも非常に重要でありますので、引き続き、安全・安心な鶏肉生産の取り組みを進めるとともに、関係団体と連携したPRにも努め、本県のブロイラー産業の競争力を高めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 価格の変動というのは、農家の生活のために非常に注視していかねばならない問題だと思います。ブロイラーは本県の畜産の中でも全国1位ということで、非常に大事な産業でありますので、これからはしっかりと守っていただきますようお願いしたいと思っております。

次に、ヘベスについて質問いたします。

今、ヘベスのハウスものの出荷が始まりました。日向市内でもちょこちょこ見かけるようになってきました。夏ぐらいにはもっとたくさん出てくると思いますので、ぜひ皆さんにもことしのヘベスを味わっていただきたいと思っております。

ヘベスの栽培が日向農協管内から県内全域へと、2016年より始まりました。このきっかけは、年々需要の増す魅力的な産物ながら、年々生産量が落ち込んでいくことにありました。

それまでの年間生産量は100トン程度、大分県が中心のカボスの6,000トンの生産量と比べても全く太刀打ちできず、またカボス自体も本県でも栽培されており、そのほかの木酢もたくさん種類が出てきて、この争いも激しいところがあります。県内全域で取り組んでまだ3年目です。生産には至っていないと思っておりますが、現時点で産地や植栽がどの程度広がっているのか、現在の苗木の植栽の状況、今後の生産

拡大の取り組みについて、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（坊菌正恒君） 本県のへべス栽培は、先ほどありましたように、2016年（平成28年）から県内一円に拡大することといたしました。その当時、25ヘクタールの栽培面積でございましたが、10年後の令和7年には40ヘクタールまで拡大することを目標に、苗木の確保や新たな産地への導入推進に取り組んでいるところでございます。

その結果、日向市を初め都城市や串間市などで、新たに8ヘクタールで植栽され、現在33ヘクタールと、目標面積の8割に達しているところでございます。

県といたしましては、近年、飲食店向けの業務需要が高まっていること等を背景に、効率的な生産が可能となります平場での植栽を推進するとともに、県内全域での出荷に向けまして、統一した技術支援や出荷基準の周知など生産・出荷体制を整え、へべスブランドの確立による生産振興に取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 へべスも季節ものでありますが、先輩議員であります黒木覚市先輩のところから、へべスをとった後にアルミホイルを巻いて保存すると、黄色くならなくてずっと緑のままでおいしい状態を保てるということを発見し、新聞等でそのやり方も報告されまして、これで一年通して緑のへべスが楽しめるということがあります。

ことし、へべスができれば、私も冬に向けてアルミホイルでくるんでまいりたいと思いますので、ぜひ執行部の皆様方、また議場の皆様方もトライしていただきますようお願いしたいと思っております。

次に、地元の防災対策について、2つの事案について質問をいたします。

日向市の奥野川は、大雨のたびに増水し、氾濫が起りやすい、非常に川幅も狭く蛇行した河川であり、何度もこの議場でも取り上げさせていただいております。

この河川は、被害が出るたびに災害復旧工事を施していただいておりますが、基本的には原状復帰の状況が続き、また大雨のたびに同じところが被害に遭うということで、農家は農業への意欲をなくしているところであります。また近年では、大型の太陽光発電所が近隣地域に建設中であり、住民の方々の、今後は河川への雨水の流量が増加するのではないかと不安もあります。

今後の奥野川の河川改修について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（瀬戸長秀美君） 奥野川では、平成28年の台風16号や平成30年の台風24号に伴う豪雨により農地等の浸水被害が生じたことから、洪水時の水位を低下させるための堆積土砂の除去を県単独事業で実施してきたところであります。

さらに今年度は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の交付金事業により、河道掘削工事を行うこととしており、できるだけ早期に完了させる予定であります。

今後とも、河川の機能が十分に発揮されるよう、継続してモニタリングを行い、適正な河道管理に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 もう1問。今、日向市は、原木の輸出や中国木材の生産拡大による木材加工が非常に盛んであります。とてもありがたいことではありますが、貯木される原木の量や製品を置く量の拡大は続いております。

その木材や製品置き場の近くに避難タワーや避難マウンドが設置されており、地域の住民からは、「いざ津波の際に逃げていくときに怖い」「多くの木材が流れ出したら近隣の家や避難タワーが壊れないか心配だ」との声が上がっています。

コンテナや木材の流出が見られた東日本大震災津波の影響もあるかと思いますが、これらの野積みされた木材や製品等の流出対策はどこが行うべきか、難しいところがあります。

南海トラフ巨大地震による津波の発生により、コンテナや木材等が流出すると考えられますが、流出物から安全に避難する対策についてどのように考えているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 南海トラフ巨大地震により巨大津波が発生しますと、コンテナや木材のみならず、船舶や自動車、一般家屋など、さまざまなものが押し流されることとなるため、住民は津波が押し寄せる前にいかに安全な場所へ避難するかが最も重要となります。

このため、津波避難タワーの整備や避難ビルの指定などにより避難場所の確保を図るとともに、安全な避難経路の確保のため、避難場所への誘導灯や階段などの整備を進めており、これらを活用した避難訓練も行われております。

また、安全性向上のためには、避難経路沿いにある個人宅や事業所において、家屋・ブロック塀等の倒壊や危険物流出などへの危険防止対策も必要になると考えております。

今後とも、より一層住民の安全で確実な避難が確保できるよう、関係市町などと連携しながら、取り組みを進めてまいります。

○西村 賢議員 津波が来たら、一つ一つの事

案に対応していくのは本当に難しいことだと思っております。今のことも踏まえ、市町村も含め連携して対策を練っていただきますように、また先ほど答弁にありました避難訓練等の充実というのも、今後図ってまいりたいと思いますので、県当局の御指導をよろしくお願いしたいと思います。

最後に、警察本部長に伺います。

この議会でも高齢者ドライバーの件もありましたが、実際、高齢者に限らず危険運転を行っているドライバーはたくさんいらっしゃいます。通学路で通学中の児童を巻き込む事故がたびたび報道されます。当然、警察も目を光らせていただいておりますが、その中で本県が、可搬式速度違反自動取締装置、イメージ的には移動式オービスを導入したとのことでもあります。これまでのレーダー式に比べ、検挙する際に必要な空き地等のスペースの確保が不要なために、非常に効率的な取り締まりが可能になったと聞いておりますが、これまでの運用実績を伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 本年1月下旬から運用を開始しました可搬式速度違反自動取締装置は、御指摘のとおり、取り締まり現場におきまして、違反車両を停止させて検挙していたのみの従来の装置と異なりまして、事後での検挙もできるため、停車スペースなどが不要でありますことから、これまで取り締まりが困難であった場所や、少人数であっても速度違反取り締まりができるものであり、県内の警察署を4つに分けたブロックごとに、一定期間ずつ交代で運用することとしております。

○西村 賢議員 この可搬式取締装置の導入の本来の目的は、ドライバーに対し、「どんな道路においても安全運転をしてください」という

注意喚起だと思えます。大きな道では、これまでのレーダー式の取り締まり機を活用できるでしょうが、この可搬式の自動取り締まり装置では、住宅地や通学路、今まで取り締まりができなかった狭い道路でも利用することができるのではないかと考えております。スピードを出してほしくないところでの活用が求められると思えますが、今後の活用について警察本部長に伺います。

○警察本部長（郷治知道君） 今後は、本装置のどこでも設置できるという特徴を生かしまして、従来、速度違反取り締まりが困難であった通学路や住宅街などを中心に、事故発生状況や地域の要望等を考慮し、また、県下一斉の通学路取り締まり日などを含めまして、本装置を最大限に活用してまいります。

○西村 賢議員 通学路で児童が巻き込まれる痛ましい事故というのを本県から1件も出さないように、せつかくこういう新しい機材を導入したわけですから、目いっぱい活用していただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。
どうもありがとうございました。（拍手）

○山下博三副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時38分散会

